

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

11

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

住民基本台帳法別表に関する省令への公営住宅の家賃等の徴収に関する事項の追加

提案団体

茨城県、福島県、栃木県、群馬県、長野県

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令に「公営住宅の家賃等を徴収する場合の氏名又は住所の変更の事実の確認」を追加するなどの改正を行い、公営住宅家賃の徴収事務で現住所を把握する必要がある際に住基ネットを活用できるようにすること。

具体的な支障事例

地方自治法第240条第2項において「普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない」と規定されている。公営住宅の家賃については、地方自治法第240条で規定するところの「債権」であり、未納が発生した場合は同条第2項及び地方自治法施行令第171条及び第171条の2の規定により必要な措置をとる必要がある。債務者が納入に応じない場合は、訴訟手続きにより履行を請求することとされているが、訴訟を提起する際は債務者の氏名や現住所などを把握する必要がある。

また、地方自治法施行令第171条の5による徴収停止を行う場合や、回収が困難な債権について地方自治法第96条第1項第10号の規定により権利の放棄を行う場合も債務者の氏名や現住所を確認する必要がある。(徴収停止の場合は、現住所を確認し、不動産等の財産の所有状況の確認を行う必要がある。権利の放棄の場合は、議決を経るための議案に債務者の氏名・住所を記載する必要がある。)

現在、訴訟、徴収停止、権利の放棄を行う場合は、県で把握している住所を頼りに1件ずつ住民票の公用請求を行って対応しているが、債務者がすでに引越しをしている場合などで債務者の現住所の把握がスムーズに行えない実態がある(把握している住所から住所変更をしている場合、変更先の市町村へ再度公用請求を行う必要があり、非常に手間がかかる)。

なお、現行制度でも住民基本台帳法第30条の15第1項第2号の規定により、条例で規定することにより都道府県知事保存本人確認情報を利用することは可能であるが、債務者が県外に移住してしまった場合は、改めて移住先の市町村へ対し公用請求を行う必要が生じるため、全国照会を容易に行うため省令に規定することが必要である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

求める措置の実現が図られた場合、公用請求を行わずとも、住民基本台帳ネットワークを介した現住所の確認が可能となる。

この改正により債権管理に係る事務負担の軽減が図れるとともに、ペーパーレス、公用請求のための通信費等の削減等、事務の効率化が期待できる。

根拠法令等

住民基本台帳法第 30 条の 11 及び 30 条の 15
住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第 3 条第 56 項及び第 5 条第 56 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、京都府、兵庫県、防府市、山陽小野田市、熊本市、大分県、沖縄県

○当市においても、公営住宅退去者の所在調査については相当期間を有するケースが多い。滞納整理事務負担の軽減のため、省令への公営住宅の家賃等の徴収に関する事項の追加が必要である。

○当県において県営住宅の家賃滞納者等に係る明渡し請求訴訟の提起や債権を放棄するに当たっては、債務者の氏名や現住所（債権放棄の場合は行方不明であること）を確認する必要があるが、県営住宅の名義人（又は元名義人）が既に住民票を県外に異動させている場合があり、その場合は、住民基本台帳ネットワークシステムによる調査をすることができない。この場合は県外の該当市町村長あてその都度住民票を公用請求しなければならない。時間と経費、手間がかかるだけでなく、当該市町村職員の事務の負担増となっていると考えられる。

○公営住宅の家賃等の未納について、訴訟を提起する際、入居者及び同居者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実を把握する上での照会が容易になる。

○当県において、県営住宅等を退去した家賃滞納者については、滞納指導を行う管理代行者・指定管理者の求めにより県が住民票の公用請求を行っている。令和元年以前に作成された住民票の保管期限は5年とされており、期限切れにより請求できないケースがある。その場合は、実質的に住所調査の手立てがなく、それ以上納付指導を行うことが困難である。求める措置の実現が図られた場合、事務負担の軽減だけでなく、債権回収の実効性の向上が期待できる。

○住民基本台帳担当部署においては、住民票の公用請求が多く、人件費等の費用もかかることから住基ネットによる照会は効果的であると考えられる。

各府省からの第 1 次回答

公営住宅法に基づく公営住宅の家賃等の徴収事務に関して、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することとすることについては、その対象となる事務の範囲を含め、必要な対応を検討することとしたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

制度改正に向けて、スピード感を持った前向きな対応をいただきたい。
併せて、今後の検討及び制度改正のスケジュールについてお示しいただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○1次ヒアリングにおいて、提案を実現する方向で検討する旨の説明があった。多くの共同提案団体及び追加共同提案団体から現行の支障事例が示されており、制度改正の必要性が高く早急な対応が必要であることから、速やかに検討の結論を得て必要な措置を講じていただきたい。

各府省からの第 2 次回答

公営住宅法に基づく公営住宅の家賃等の徴収事務について、住民基本台帳ネットワークシステムを利用可能とするための必要な措置を講じることとしたい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(14)住民基本台帳法(昭42法81)

(ii)公営住宅の管理に関する事務(公営住宅法(昭26法193)15条)のうち、事業主体(同法2条1項16号)である地方公共団体が同法48条に基づき行う条例による家賃、敷金若しくは金銭の徴収又は損害賠償の請求であって、氏名又は住所の変更の事実の確認に関する事務を処理する場合については、令和3年度中に省令を改正し、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができるものとする。

(関係府省:総務省)

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

26

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

宅地建物取引業法第22条の2第2項で規定する都道府県知事指定講習の指定範囲・方法の明確化等

提案団体

福島県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

宅地建物取引業法第22条の2第2項で規定する宅地建物取引士証の交付及び更新の際に受講が義務付けられている法定講習(都道府県知事が指定する講習)について、登録都道府県知事が個別に講習を指定する以外にも、各都道府県知事が指定する講習を登録都道府県知事において法定講習として包括的に指定できることを法令等において明確化することを求める。

具体的な支障事例

宅地建物取引士証の交付及び更新を希望する宅地建物取引士が、登録都道府県以外において実施される法定講習の受講を希望する場合、法令等において明確なルール等が示されていないため、各都道府県知事が指定する講習を登録都道府県知事における法定講習として(申請者からの承認申請手続きを経た後)講習ごとに指定をしている場合があり、登録都道府県以外での法定講習を希望する宅地建物取引士及び登録都道府県の双方に負担が生じている。

なお、当県の場合、令和2年度にはこのような指定が58件あり、1件当たり45分(計43.5時間)程度、事務処理に時間を要した。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

法定講習は、国土交通大臣が定める講習の実施要領に従って実施されるため、全都道府県で必要な水準が確保されていることから、登録都道府県知事以外が指定する法定講習を登録都道府県知事の指定する法定講習として包括的に指定することが可能であることを明確化等することで、その都度、個人が行っていた承認申請及び各都道府県が行っていた承認事務の負担がなくなり、事務の削減、及び住民サービスの向上が見込まれる。

根拠法令等

宅地建物取引業法第22条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

青森県、山梨県、長野県、鳥取県、鹿児島県

○当県においても、登録都道府県以外での法定講習を希望する宅地建物取引士及び登録都道府県の双方に負担が生じており、令和2年度に8件指定している。

○過去に当県で受験し、その後県外へ移転した者が、現在の居住地で法定講習受講を希望するケースが多いが、県外受講の手続きがルール化されていないため、その都度、受講希望者、講習実施機関との間で打ち合わせ

を行っており、それぞれに事務負担が生じている。法定講習を包括的に指定することが可能であれば、事務負担の削減と共に、住民サービスの向上となる。

○当県においては他都道府県での法定講習受講を認めており、申請があれば全て承認している。他都道府県知事が指定する法定講習を包括的に指定することができれば、個人の承認申請及び当県の承認事務の負担がなくなり、事務の削減及び住民サービスの向上が見込まれる。

○当県の場合、令和元年度 38 件指定しており、30 時間程度事務処理に時間を要した。

○当県においては年度間 10～20 件の申請がある。当県においても同程度の処理時間を要しており、事務負担の軽減が期待できる。また、当県では、県外における法定講習受講許可申請は、当該受講希望者があらかじめ法定講習実施団体と受講日を調整したうえで申請することとしており、申請のあった都道府県及び日程以外での受講は不可としていることから、取引士証交付希望者にとっても、日程等制限を受けることなく取引士証交付を受けることができ取引士個人の負担軽減も図られる。

各府省からの第 1 次回答

宅地建物取引業法第 22 条の 2 第 2 項及び宅地建物取引業法施行規則 14 条の 17 の規定に基づく講習の指定は都道府県の自治事務であり、宅地建物取引士の登録を行う都道府県が、地域の実情や当該講習の実施内容等を踏まえて、その都道府県において適切と判断される講習を指定するものと承知している。

要望のあった措置については、現行法令上でも可能と認識しており、既に一部の都道府県では、講習を実施する団体を指定すること等により、予め当該都道府県以外で実施される講習を指定している例も存在するところであるが、他に具体的な支障となっている点があれば明らかにされたい。

なお、具体的な支障事例の欄において、「申請者からの承認申請手続を経て講習ごとに指定をする」とあるが、これは、法令上定めのあるものではないため、各都道府県において承認事務の内容について見直すことが可能であると考ええる。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

第 1 次回答のとおり、他都道府県で実施される宅地建物取引業法第 22 条の 2 第 2 項及び宅地建物取引業法施行規則 14 条の 17 の規定に基づく講習（以下、「講習」という。）をあらかじめ法令に基づき指定すれば、支障事例への対応が可能であることは承知しているが、現実的には全国に存在する当県登録の宅建士が受講する各都道府県の講習をあらかじめ全て把握し指定することは非合理的で、その情報の維持・更新にも膨大な労力が必要となることから、個別に申請者からの承認申請を受け、対象となる講習を指定している。

本提案では、講習が国土交通大臣の定める講習の実施要領に従って行われるため、全都道府県で必要な水準が確保されているという背景を踏まえ、現実的な改善策として登録都道府県知事以外が指定する講習を宅地建物取引業法第 22 条の 2 第 2 項で規定する講習とすること、または、登録都道府県の最小限の事務で、登録都道府県知事以外が指定する講習を包括的に登録都道府県知事が指定した講習として扱える仕組みの周知などを求める。

現状、各都道府県が都道府県外講習の指定について区々の対応をしているところ、受講希望者及び都道府県の負担を軽減するといった観点及び都道府県を超えての調整が必要であることを踏まえ、法を所管する国土交通省から、講習の指定に関する合理的な仕組みの構築や指定方法についての見解等を示していただくことなどを再度御検討いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第 2 次回答

宅地建物取引業法第 22 条の 2 第 2 項及び宅地建物取引業法施行規則 14 条の 17 の規定に基づく登録都道府県知事による法定講習の指定は自治事務であり、地域の実情や当該講習の実施内容等を踏まえて、その都道府県において適切と判断される講習を指定することができるとする制度趣旨に照らせば、登録都道府県知事以外が指定する講習を宅地建物取引業法第 22 条の 2 第 2 項で規定する講習として一律に国で定めることは、制

度趣旨を損ねることにつながりかねず慎重な検討を要すると考えている。
既に一部の都道府県では、予め当該都道府県以外で実施される講習を指定し、ご指摘の負担を軽減している例も存在している。しかしながら、当該事例が必ずしも他の都道府県に共有されていないことも踏まえて、ご提案があった「他の都道府県知事が指定する講習を指定すること」が可能であることを明確にする内容の事務連絡を発出することを検討する。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(6) 宅地建物取引業法(昭27法176)

宅地建物取引士証の交付を受けようとする者が受講しなければならない講習の都道府県知事による指定(22条の2第2項)については、他の都道府県知事が指定する講習を指定することが可能であることを明確化し、都道府県に令和3年度中に通知する。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

35

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

流域別下水道整備総合計画の計画変更要件の緩和

提案団体

石川県

制度の所管・関係府省

国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

2つ以上の都府県にまたがる流域別下水道整備総合計画(以下、「流総計画」)を策定・変更する場合であっても、他都府県の同意があれば国土交通大臣との協議等を不要とすること。

※上記措置が不可能な場合、以下の措置を求める。

- ・計画変更が不要な場合の拡大(下水道整備では水質環境基準の達成が困難な場合(例えば当県では、河口付近の湖沼については下水道施設によっては対処できない汚染原因により、仮に計画通り下水道施設を完備したとしても水質環境基準を満たす見込みがない)を類型化し、当該場合には、計画変更を不要とすることなど)
- ・地方整備局への河川関係検討を含む事前協議の手続きの迅速化・提出書類の簡素化

具体的な支障事例

2つ以上の都府県にまたがる流総計画の変更については、国土交通大臣への協議等をしなければならないが、地方整備局等の河川部局との協議に多大な時間を要しており、特に、地方整備局との河川関係検討を含む事前協議に時間を要している(1年~2年程度)。2つ以上の都府県にまたがらない場合は国土交通大臣との協議等が必要ない一方、2つ以上の都府県にまたがる場合は国土交通大臣との協議等が必要であるが、これまでの流総計画の策定・変更においても、隣接する県との調整が困難となったことはなく、国に協議をする実質的意義がないと考えている。

また、下水道施設整備はほぼ完了し下水道施設整備のみでは水質環境基準の達成が難しい状況になっている場合でも、現行、計画変更が必要であることから、中期整備事項の更新時期を迎えるたびに流域の水質に関する現況調査を行った上で、計画変更手続を行っており、人員面・財政面ともに大きな負担となっている(現況調査及び計画案・添付資料の作成には2年間で約1千万円程度の負担がある)。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

策定に係る業務負担の軽減、人員・予算の削減を図ることができる。

根拠法令等

下水道法第2条の2第7項、「流域別下水道整備総合計画調査 指針と解説」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

茨城県、鳥取県、徳島県、宮崎県

○地方整備局等の河川関係検討を含む事前協議については、多大な期間を要することから、手続きの迅速化

や提出書類の簡素化について検討いただきたい。

○当県においても、河川関係検討を含む事前協議に時間を要した事例が過去にある。

各府省からの第1次回答

都府県が2つ以上の都府県にまたがる流域別下水道整備総合計画を策定・変更する場合には、当該計画に記載されている削減すべき汚濁負荷量の配分等が、環境基本法に基づく水質環境基準の達成に沿う内容であるか等について、国が都府県の区域を越える広域的な観点から確認を行うことが必要であるため、下水道法第2条の2第7項において、国との協議を行うこととされている。

そのため、下水道法第2条の2第7項の協議では、当該観点から、都府県間の汚濁負荷量の配分等について確認していることから、都府県間の合意があるか否かに関わらず、当該協議の実施が必要である。

なお、ご指摘の具体的な支障事例として掲げられている河川関係検討については、下水道法第2条の2第7項の規定にもとづく国土交通大臣への協議には当たらないが、手続きの迅速化等については、実態を踏まえ、関係部局と調整の上、検討して参りたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当県においては、隣県にまたがる海域を含め、湖沼以外の河川や海域については、下水道整備により将来的に水質基準は達成できる見込みであり、これまで隣県との協議が難航したことはないため、国による利害調整は不要であり、実際に直近の協議で2県間に対して何らかの指示や調整がされたことはなかった。また、国から計画の内容について大きく修正されたことはなく、実質的には確認にとどまっていることから、大臣協議を不要としていただきたい。

上記の対応が困難な場合でも、2つ以上の都府県にまたがる流総計画について、隣県にまたがる部分における水質基準が達成できる見込みであれば、計画変更を不要とするなど、柔軟な対応を検討いただきたい。なお、仮に隣県にまたがらない水域・海域が協議の対象とならないのであれば、その旨を明確にお示しいただきたい。また、当県においては、国との協議が不要となる2つ以上の都府県にまたがらない流総計画の場合は、変更計画の策定まで5年程度である反面、2つ以上の都府県にまたがる流総計画の策定の際は、国との協議に10年以上かかり、直近では策定まで13年を要しており、すぐに次回の更新手続きに入る必要がある。河川関係検討の場合、国に限っても、その相手方である北陸地方整備局、近畿地方整備局及び国土交通省にそれぞれ説明が求められ、その協議のたびに資料修正がある。また、相当の時間がかかるため途中で当県や関係機関も担当者が変わってしまい、説明を一からやり直すなど手戻りが生じている。第1次回答で示された河川関係検討等の手続きの迅速化等については、速やかに対応いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

流域別下水道整備総合計画の策定・変更に係る手続きについては、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。

○1次ヒアリングにおいて、2以上の都府県にまたがる場合の国との協議の必要性について関係都府県間の協議では利害調整に時間を要する可能性があるためとの説明があった。国の関与は必要最小限にすべきであり、関係都府県が合意している場合には、国との協議を不要とするよう積極的に検討いただきたい。

○1次ヒアリングにおいて、2以上の都府県にまたがる流域別下水道整備総合計画の中に2以上の都府県にまたがらない水域等がある場合の当該水域等については協議の対象とならないとの説明があったが、条文上不明確であることから、法令上、協議対象から除外すべきではないか。

○いずれも早急に検討を行い、河川関係検討の手続の迅速化等とあわせて、2次ヒアリングまでに具体的な方向性を示していただきたい。

各府省からの第2次回答

2つ以上の都府県にまたがる流域別下水道整備総合計画を策定・変更する場合には、下水道法第2条の2第7項において、国との協議を行うこととされているが、国土交通省としては、引き続き、当該計画に記載されている削減すべき汚濁負荷量の配分等が、環境基本法に基づく水質環境基準の達成に沿う内容であるか等について、国が都府県の区域を越える広域的な観点から確認を行うことが必要と考える。

他方、当該手続きについて、地方分権の観点から、国の関与は必要最小限にすべきであるとのご指摘を踏まえ、国への協議について報告に見直すとともに、必要に応じて、事前に国は計画内容に対する助言等の対応を行うことができるよう検討して参りたい。また、2以上の都府県にまたがる流域別下水道整備総合計画の中に2以上の都府県にまたがらない水域等がある場合に、当該水域等が協議の対象とならないことについては、別途通知を发出して都府県等に周知してまいりたい。

2以上の都府県にまたがる河川の河川関係検討について、一級河川に係る場合は、当該河川を管理する地方整備局と調整するものとし、隣接する地方整備局との調整は不要とするとともに、二級河川のみの場合は、当該河川を管理する都府県と調整するものとし、地方整備局との調整は不要としたい。また、河川関係検討の記載事項等の一部を廃止するとともに、検討期間の目安を示すなど、これらの対応について、別途通知を发出して地方整備局等（北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む）並びに都道府県に周知してまいりたい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(11)下水道法(昭33法79)

(ii)流域別下水道整備総合計画(2条の2第1項)に係る国土交通大臣への協議については、以下の措置を講ずる。

・二以上の都府県の区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域等についての流域別下水道整備総合計画に係る国土交通大臣への協議(同条7項)については、届出とする。

・当該計画に含まれる二以上の都府県の区域にわたらない水系に係る河川その他の公共の水域等に係る記載については、国土交通大臣への届出の対象とならないことを明確化し、地方整備局及び都府県に令和4年中に通知する。

・流域別下水道総合整備計画に関する河川関係の検討については、重複する様式の見直しなど手続の簡素化等を行うこととし、地方整備局及び都道府県に令和3年度中に通知する。

(関係府省:環境省)

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

55

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

「国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件」(平成 12 年 4 月 13 日付建設省告示第 1171 号)に基づき都道府県が行う事務の対象とする地方公共団体の見直し

提案団体

前橋市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

中核市が国土交通省所管の補助金等(社会資本整備総合交付金においては中核市が単独で社会資本総合整備計画を策定しているものに限る)の交付申請等をしようとする場合、指定都市と同様、地方整備局等に対して交付申請等を行うことができるよう地方整備局等及び都道府県が行っている国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の対象とする地方公共団体について見直すこと。

具体的な支障事例

「国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件」(平成 12 年 4 月 13 日付け建設省告示第 1171 号)に基づき、都道府県は同告示に定める補助金等のうち、市町村(地方自治法第 252 条の 19 に規定する指定都市を除く。)に対するものについて、補助金等の交付に関する事務の一部(交付申請書の受理、審査、現地調査等)を行っている。これにより、市が国土交通省に対して補助金等の交付申請等をしようとする場合には、都道府県を経由する必要がある。

一方、市街地再開発事業において、都市計画法第 8 条における高度利用地区など地域地区の指定や同法第 12 条の市街地再開発事業(国、都道府県による施行は除く)は市が単独で決定し、さらに当市の例では、県から都市再開発法に係る施行認可や権利変換計画認可等に関する権限移譲を受けており、事業実施者である民間事業者等に対して市が単独で許認可を行っていることから、県は事業に関与していない。

このように中核市においては一部の事務手続きに関して指定都市と同様な権限移譲がされており、認可等に係る行政能力が十分に備わっているにもかかわらず、補助金等の交付申請等においては、指定都市と制度上手続きが異なるため、一体的かつ効率的な手続きが行えないといった支障が生じている。

また、現行制度においては、地方整備局等によるヒアリングに、事業に直接的に関与していないために事業内容を十分に把握していない都道府県側で対応することとなるため、直接市が対応する場合であれば必要がない説明準備資料の作成を求められる等の負担が生じている。

さらに、補助事業の運用等に関して、都道府県を通じて地方整備局等に質疑を行っているが、回答が得られるまでに時間を要したり、質疑内容が十分に伝達されないなどの支障も生じている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

指定都市では、平成 13 年 5 月 8 日付け国土交通省告示第 853 号「国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件」により、地方整備局等に対して直接的に補助金等の交付申請等を行っている。

指定都市と同様に都市計画決定や事業の施行認可等の権限を有する中核市においても地方整備局等に対して直接的に補助金等の交付申請等を行うことで、補助金等における事務手続きが効率的に進められることとなり、国、県、市それぞれの事務負担の軽減を図ることができる。さらに事務手続きの効率化により、事業実施者であ

る民間事業者等側の手続き等に係る負担軽減や期間短縮による経費削減にも繋がり、こうした手続きの迅速化によって事業採算性が向上するなど、事業全体としても大きな効果が得られるものとなる。

根拠法令等

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件(平成12年4月13日付建設省告示第1171号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

長野県、寝屋川市、長崎県、鹿児島市

○当市においても、市が単独で策定した「社会資本総合整備計画」等に基づく交付金の交付申請等を行う際に、県経由で実施する必要があり、県・市の双方に負担(市側:県に説明する負担、県側:市の申請内容を理解し、地方整備局等に説明する負担)が生じ、事務効率の低下につながっていることから、市区町村が単独で施行している交付金事業においては、交付に関する事務を国(地方整備局)と直接的に行うことにより、地方自治体の事務軽減や情報伝達の円滑化が期待できる。

○補助事業の執行にあたって、運用等で質疑がある場合に県を通じて地方整備局や本省に問い合わせられているが、回答が得られるまでに時間を要したり、質疑の内容が十分に伝わっていないと思われる事例があった。補助金等の交付に関する事務の一部が中核市に権限移譲されれば、質疑等による時間が短縮され、補助事業全体がスムーズに進むと考える。

○【具体的な支障事例】

・内示を受けた直後(4月上旬)に県への実施認可ヒアリングが2回(本庁道路維持課及び地域振興局)行われ、資料作成やヒアリングに関する事務負担が大きい。

【その他権限委譲によるメリット】

・現在、システム(SCMS)での手続き(交付申請、変更交付申請、整備計画の変更等)において、本省の決裁完了までかなりの時間を要しているが、決裁ルートから県が外れることで、決裁完了までの時間を短縮できる。

・補助事業に係る手続きを国と行うことで、事業に関する考え方について、国と直接協議できる。

各府省からの第1次回答

国土交通省における補助金等の事務委任については、補助金等適正化法令の成立以降、地方分権一括法の施行も踏まえながら、補助事業等や補助金等適正化法の規定に基づく補助金等交付事務の過程において次々と生起する量質ともに複雑多様な事務に適切に対応するため、国土交通省の各機関及び都道府県へ事務の委任を行うことにより、適切かつ円滑な事務処理を行ってきているところ。

当該提案の「制度改正による効果」には、「国、県、市それぞれの事務負担の軽減を図ることができる」とされているが、提案されている見直しを行った場合、現状の国の人員・体制に鑑みれば補助金等に関する事務の適切な執行に支障を来すおそれがある。

社会資本整備総合交付金に関するものについては、従来事業別に行ってきた個別補助金を一本化し、複数事業をまとめた整備計画の策定や複数の地方公共団体による整備計画の策定、計画内での交付金の流用を可能にする等、地方公共団体の自由度を高め、事業の効率化を図ることを目的としたものである。

仮に本提案を受け入れた場合、交付金制度の趣旨に反し、整備計画の過度な細分化を招き、地域一体の効率的・効果的な社会資本の整備が困難になる。また、中核市へ権限委譲が行われている事業については地方整備局等が交付申請の審査等を行い、その他事業を都道府県が交付申請の審査等を行うこととなり、事務手続きの複雑化も想定される。

さらに、補助事業等の執行段階でやむを得ない事象により予算の過不足等が生じた場合、都道府県が管内市町村と予算執行状況を調整し、限りある補助金等予算の効率的な執行をされているところ、本提案を受け入れた場合には、効率的な補助金等予算の執行に懸念が生じることにもなる。

以上のことから、本提案については、国と都道府県間の相当量の業務比率を変更することにより、その他の補助事業等や補助金等交付事務に係る手続きの複雑化及び国の事務負担の増加が懸念され、補助金等に関する事務の適切な執行に支障を来すおそれがあることから対応は困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

補助金等交付事務において、国から地方公共団体へ事業毎の質疑等が頻繁に寄せられており、現行でも国は一定の確認作業を行っていると思慮され、提案が受け入れられた場合でも、国の事務に与える影響は少ないと考える。

社会資本整備総合交付金に関しては、複数の地方公共団体による整備計画の策定、計画内での交付金の流用が可能であることは承知しているが、本提案は中核市において複数の地方公共団体による整備計画の策定を否定するものではなく、単独で整備計画を策定するか都道府県を主体とする整備計画に事業を位置付けるか等に関しては、中核市が必要に応じて判断するものであり、既に政令市や政令市を除く幾つかの市町で地域性に応じて独自の整備方針により計画を策定していることを踏まえれば、整備計画の過度な細分化を助長するようなものではないと考える。

また、「具体的な支障事例」で述べている「権限移譲」に関しては、中核市が政令市と同様に十分な行政能力を有していることを説明する事例に過ぎず、御指摘の「中核市へ権限委譲が行われている事業については…、その他事業を都道府県が交付申請の審査等を行うこととなり」は誤解である。

全ての地方公共団体は、国から御指導等をいただきながら補助金等の適切かつ効率的な執行に日々努めているところ、不測の事態が起きた場合の予算調整に関しても、年2回行われる実計変更の機会を捉えて補助金等の過不足等の調整を行っており、可能な限り不用額が生じないように努力している。

以上を踏まえ、中核市に発生している事務負担及びその行政能力を考慮いただき、中核市における補助金等交付事務の制度の見直しについて前向きにご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

関係する都道府県の意向を踏まえ、課題等を整理の上、手挙げ方式による検討を求める。

各府省からの第2次回答

国土交通省における補助金等の事務委任については第1次回答に記載のとおり、補助金等適正化法令の趣旨に基づき、適切かつ円滑な事務処理を行ってきているところ。

当該提案の「制度改革による効果」や「提案団体からの見解」では、「国、県、市それぞれの事務負担の軽減を図ることができる」、「国の事務に与える影響は少ない」としているが、提案されている見直しを行った場合、現状の国の人員・体制に鑑みれば補助金等に関する事務の適切な執行に支障を来すおそれがあることから対応は困難である。

また、現在、補助金交付事務に関しては、地方整備局が本省に交付申請等を進達するに当たり、申請書類等に金額の誤りや誤字などの記載に関する不備があった場合に都道府県に対し必要最低限の形式的な問い合わせを行うことはあるが、個別の交付申請内容の是非などの都道府県に事務委任されている事項に踏み込んだ質疑等は行っていない。そのため、都道府県への権限委任により「具体的な支障事例」にあるような、「直接市が対応する場合であれば必要がない説明準備資料の作成を求められる等の負担」が進達時等に中核市に生じている事が確認できなかつたため、提案されている見直しを行うことが事務負担軽減につながるという意見は適切でないと考ええる。

その上で、支障事例等に記載されているヒアリングや個別事業毎の質疑等については補助金申請時等ではないと考えているため、どのような機会に、どのような事業に関して行われているのか、都道府県側とも相談・確認していただき、別途問題点を整理いただければ、改善等が出来るか検討することは可能である。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(9) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179)

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件(平12建設省告示1171)に係る都道府県の知事が行う事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、引き続き、国及び地方整備局による地方公共団体への交付決定のための確認を必要最小限のものとするよう、地方整備局及び都道府県に令和3年度中に周知する。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

70

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

河川法に基づく河川整備基本方針及び河川整備計画の作成に関する規制緩和

提案団体

大分県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

河川整備基本方針及び河川整備計画の策定単位を単一水系から複数の水系をまとめた圏域単位での策定を可能とする。

具体的な支障事例

近年、頻発・激甚化する豪雨に対し、河川整備を行う場合は河川整備基本方針及び河川整備計画を策定する必要がある。平成9年に法改正され、河川整備基本方針及び河川整備計画が位置づけられた。平成25年の法改正では洪水や高潮に加え、津波災害も位置づけられた。

しかし、河川整備を進める上で必要となる河川整備基本方針は水系毎の策定が基本となっており、1級水系に比べ2級水系は水系数が多く、策定が進んでいない状況である。

2級水系は1級水系と比べて比較的小規模な河川が多いが、1級水系同様に水系毎の策定が基本となっていることから、策定にあたっては、人員・予算措置が同様に必要となっている。優先順位をつけて進めているところではあるが、人員・予算措置が難しい状況であり、被災した場合は、河川整備着手に向けて、早急に河川整備方針及び河川整備計画を策定する必要があるが生じる。

この為、降雨や流況、地形状況等が類似した水系については、複数の水系をまとめた圏域を策定単位とすることが出来るようにお願いしたい。

・2級水系の河川整備基本方針策定割合 $722/2711=26.6\%$

・2級水系の河川整備計画策定割合 $606/2711=22.4\%$

※国土交通省 HP より(令和2年1月1日時点)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

河川整備方針、河川整備計画の策定により、河川整備の計画的な実施が可能となる。
事前防災の観点からも具体的な整備の姿がどのようになるのかを関係地域に明らかにできる。
河川整備基本方針及び河川整備計画の策定に対する人員負担、予算負担の軽減。

根拠法令等

河川法第16条、16条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

茨城県、香川県、宮崎県

○近年、気候変動による災害の激甚化、頻発化に対し、流域治水対策を進めるためには、河川整備基本方針及び河川整備計画を水系毎に策定する必要があるが、1級水系に比べ2級水系は水系数が多く策定が進んでいない状況である。また、当県では、南海トラフを震源とする地震・津波対策を河道拡幅などの治水対策に先行して進めている状況にあるが、当該河川に地震・津波対策を実施する場合も同様に、河川整備方針及び河川整備計画を策定する必要がある。加えて、人員・予算措置が難しい状況にあるほか、県土面積が狭く、各水系が近接して河口に到達し、浸水区域が重複する河川があることなどから、近接する水系で共通して取組みを実施する場合もある。については、これらの状況を踏まえ、複数の水系をまとめた圏域を策定単位としたり、地震・津波対策に特化して計画を策定することができるようお願いしたい。

○河川整備基本方針及び河川整備計画の策定が進んでいないのは、人員面や予算面で各水系ごとに複数策定すること自体が難しいからである。流域面積が小さく、降雨や流況、地形状況等が類似した水系の場合には、複数水系又は圏域で河川整備基本方針及び河川整備計画を策定した場合、共通する項目や記載を整理できるようになるため、地方公共団体の限られた人員や予算で効率的に策定することが可能となる。これにより、全国的に急務となっている当該方針及び計画の策定の早期実現が可能となると考える。

各府省からの第1次回答

河川整備基本方針で定めるべき事項については、各水系の流域面積、流路延長のみならず、氾濫区域の人口、資産、土地利用形態、上下流及び河川の整備状況等が異なることから、各水系それぞれ定める必要があると考えている。

なお、河川整備計画の策定単位については、一連の河川整備の効果が発現する単位として、一級河川の指定区間は水系ごと又は本川及び一次支川の流域ごと、二級河川は概ね水系ごとを基本としている。ただし、河川の状況に応じて、この単位によらないことができ、一つの水系内で同じ圏域にある複数の河川をまとめて対象とし、河川整備計画が策定されている場合などがある。

一方、降雨や流況、地形状況等が類似しているか否かに依らず、複数の水系を複数の計画として、まとめて相談いただくことは問題がなく、計画策定の準備が整えば、まとめて同意申請等の手続きを行っていただくことも問題ない。

いずれにしても、河川整備基本方針や河川整備計画の策定やその手続きの労力が少なくなるよう、国土交通省としても協力していきたい。

また、河川管理は、公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的としており、地震・津波だけではなく、洪水、高潮等による災害の発生を防止し、河川の適正な利用や流水の正常な機能を維持し、河川環境の整備と保全を図るものである。よって、これらの目的を達成するため、河川整備基本方針は、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持についての基本となるべき方針に関する事項を定めており、地震・津波に特化した計画として定めるべきではないと考える。

河川整備計画については、河川整備基本方針に基づき、20～30年程度の河川整備の目標等を定めており、当該期間において河川で行う河川整備（河川工事や河川の維持）のうち、地震・津波に関する対策を中心に行う場合には、地震・津波に特化した河川整備計画を定めることは可能と考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

河川整備基本方針について、流域面積が大きい1級河川（1級河川水系の平均流域面積約2,208k㎡）では、上下流のみならず、右支川、左支川でも様々な河川特性や氾濫区域の状況が異なっているにもかかわらず、一つの方針として策定をおこなっている。それを鑑みると、流域面積が小さい2級河川（2級河川水系の平均流域面積約40k㎡）においても複数の水系もしくは圏域単位で方針を作成しても問題はないと考える。

降雨や流況、地形状況等が類似した水系の場合には、河川整備基本方針で定めることが想定されている事項のうち、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項（施行令第10条第2号）や河川環境の整備と保全に関する事項（施行令第10条第3号）に関して、記載内容が重複することがあり、その場合には一つの河川整備基本方針として記載をまとめた方が効率的と考える。

河川整備基本方針について複数の水系や圏域で策定を可能とすることで、共通する項目や記載を整理できるようになるため、事務手続の負担軽減や策定委託費用などの削減が可能となる。また河川整備基本方針の策定が進むことで河川整備計画の策定も可能となる。

被災した場合の早期復旧に向けた負担軽減や策定における人員・予算措置が厳しい状況をご理解いただき、効率的かつ早期の河川整備基本方針・河川整備計画の策定のためにご協力をお願いする。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

法定受託事務であっても、その目的を達成するために必要な最小限度の義務付け・枠付けでなければならない。

このことから、河川整備基本方針及び河川整備計画の策定単位に関する義務付け・枠付けについては、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、地域の実情に合った策定単位となるよう見直すべきである。

各府省からの第2次回答

河川整備基本方針は、水系ごとに異なる気象、地形・地質、水害発生の状況、水資源の利用の現況及び開発、河川環境の状況等を考慮し、水系ごとに総合的な管理ができるように定める必要がある。作成に当たっては、政令で定める「河川の総合的な保全と利用に関する基本方針」及び「河川の整備の基本となるべき事項」について、水系の特徴を捉えて総合的に考慮し、定めなければならない。

なお、隣接する水系において、気象、地形・地質、水害発生の状況、水資源の利用の現況及び開発、河川環境の状況等が類似する場合、隣接する複数水系の河川整備基本方針をまとめることについて妨げるものではない。その場合、「河川の総合的な保全と利用に関する基本方針」及び「河川の整備の基本となるべき事項」について、共通して記載する項目及び水系ごとに記載する項目を書き分ける必要がある。また、河川整備基本方針の策定手続きにおいて、都道府県に都道府県河川審議会が置かれている場合の当該都道府県河川審議会への意見聴取、国土交通大臣への協議、定めたときの公表について、同時に行うことを妨げるものではない。

河川整備計画の策定単位は、一連の河川整備効果が発現する単位とし、原則、一級河川の指定区間は水系ごと又は本川及び一次支川の流域ごと、二級河川は概ね水系ごとを基本としているが、河川の状況に応じ、この単位によらないことができる。また、一級河川の指定区間及び二級河川において左右岸の河川管理者が異なる区間では共同して一の河川整備計画を策定することになる。

なお、隣接する水系において、降雨量、地形・地質、水害発生の状況、水資源の利用の現況及び開発、河川環境の状況等が類似する場合など、隣接する複数水系、もしくは隣接する複数水系の複数圏域の河川整備計画をまとめることについて妨げるものではない。その場合、政令で定める「河川整備計画の目標に関する事項」及び「河川の整備の実施に関する事項」について、共通して記載する項目及び水系内の区間ごとに記載する項目を書き分ける必要がある。また、河川整備計画の策定手続きにおいて、必要があると認める場合の学識経験を有する者への意見聴取、関係住民の意見を反映させるために必要な措置、関係市町村長への意見聴取、国土交通大臣への協議、定めたときの公表について、同時に行うことを妨げるものではない。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(13)河川法(昭39法167)

河川整備基本方針(16条1項)及び河川整備計画(16条の2第1項)の策定については、隣接する水系において、水害の発生状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況等が類似する場合には、「河川の整備の基本となるべき事項」(施行令10条の2第2号)を水系ごとに、また「河川の整備の実施に関する事項」(施行令10条の3第2号)を水系内の区間ごとに記載することを前提に、隣接する複数水系の河川整備基本方針又は河川整備計画等を一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

87

提案区分

A 権限移譲

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

中小企業等経営強化法における事業分野別指針の策定権限及び経営力向上計画に係る認定権限の移譲

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

警察庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

中小企業が策定する本業の成長に関する経営力向上計画について、事業分野別指針の策定及び同計画の認定に関する権限の広域連合への移譲を求める。

具体的な支障事例

事業者が作成する経営力向上計画に係る事業分野別指針については、国が全国一律に策定しており、地域の特性を考慮するものとなっておらず、地方の人材の受け皿となる中小企業の経営力強化が効果的に図られていない。

中小企業の本業の成長は、地方の雇用や人口移動に密接に関連しており、地方が主体となって事業分野別指針を策定し、経営力向上計画の認定を行う必要があるが、東京圏に次ぐ大都市圏である関西圏では、京阪神を中心に府県域を越えて広がる生活・経済圏が形成されている。

関西の府県・指定都市で構成する当広域連合は、関西各地域の構成団体の特性を活かして関西共通の事業分野別指針を策定することが可能であり、事業分野別指針の策定権限移譲の受け皿として適切である。あわせて、経営力向上計画の認定を一体的に行うことにより、地域での一体的・総合的な事務執行が可能と考える。なお、平成29年に事業分野別指針策定は国(主務大臣)が行うものとしつつ経営力向上計画の認定権限の都道府県知事への移譲を求める提案がなされているが、今回の提案は事業分野別指針策定権限と経営力向上計画認定権限の一体的な移譲を求めるものであること、移譲を求める先が都道府県ではなく、複数の府県・指定都市が加入し、区域に関西圏を包含する当広域連合であることから、平成29年の提案とは趣旨が異なるものである。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

広域連合に移譲する事により、全国一律の指針ではなく、地域自らが特徴を踏まえた中小企業の経営力強化に資する指針の効果的な策定等が可能となり、人材の受け皿となる地方の中小企業の体力強化が図られる。

また、複数府県に跨がるものの経営革新計画の承認権限の広域連合への移譲と合わせることで、地域での一体的、総合的な事務執行が可能となり、事業者等の利便性の向上が図られる。

根拠法令等

中小企業等経営強化法第16条、第17条、第18条
経営力向上に関する命令第1条、第2条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

・中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画は、全国の中小企業等の経営力向上の支援を目的として、平成28年7月より制度を開始した。仮に事業分野別指針の策定や経営力向上計画の審査・認定に係る権限を貴連合に移譲する場合、制度の対象が貴連合に所属する2府6県4市の中小企業等に限定されることから、本制度を全国で統一的に運用し、全国の中小企業等の経営の向上を図ることが困難となるおそれがある。また、事業分野別指針の策定や、当該指針を踏まえて作成される経営力向上計画の審査・認定を国で実施すべき理由については、以下のとおりである。

・事業分野別指針については、①事業環境の変化（景気回復により高付加価値な商品の需要が高まり、これまでの低コスト化から高付加価値化に商品構成や商品の内容を変化させる必要が生じた等）やその他の事情（政府としての政策的優先順位の変更等）により当該業種において取り組むべき経営力向上の内容に変化があった場合に変更するものとしていること、②関係省庁が緊密に連携しながら、優良事例の適宜の見直し等を含めたPDCAサイクルを実効性ある形で確立し、最新かつ最良の情報が盛り込まれた事業分野別指針を提供し続けるよう努めることが、法案審議の際の国会附帯決議（第190回国会閣法第46号 附帯決議）でも求められたことから、全国レベルで事業環境や政策状況の変化を把握でき、事業分野ごとの汎用的な知見を有する各事業所管大臣が策定することが適当である。

・経営力向上計画については、上述のとおり最新かつ最良の情報が盛り込まれた事業分野別指針を提供し続けるよう努めることが国会附帯決議で求められており、中小企業の生産性向上に関する最新の取組事例等を、国側で一次情報として常時把握する必要があることから、国が計画を直接審査・認定することが適当である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案の主旨は、中小企業等経営強化法の現行の運用スキームを前提としつつ、中小企業等が、地域の特性にも配慮された事業分野別指針を参照しながら経営力向上計画を策定できるようにすることにより、地域の中小企業等の経営力向上につなげようとするもの。

また、制度開始5年経過後も未だに事業分野別指針が策定されていない事業分野も存在することから、関西経済の強みを伸ばしたり、弱みを補ったりできる事業分野を中心に事業分野別指針を新たに策定し、当該事業者団体、経営革新等支援機関等と協力して当該事業を営む中小企業等に経営力向上計画の策定を促すことにより、本制度を活用する中小企業等の増加を図ることができると考える。なお、事業分野別指針が策定されていない分野でも、基本方針に適合すれば、経営力向上計画の認定は可能であるが、中小企業等の経営力を向上させ更なる成長を促すという目的を達成するためには、事業分野に特化した指針に照らして適切な経営力向上計画を作成し、実行することが、より効果的であると認識している。

権限移譲後は、国会附帯決議に鑑み、最新かつ最良の情報が盛り込まれた事業分野別指針を提供しつづけるよう、国において現に行われている関係府省間及び各府省の本府省・地方支分部局間の連携と同様に、関西の中小企業等の生産性向上に関する最新の取組事例等の一次情報、関西地域の事業環境の変化等を速やかに把握して国と情報共有するとともに、国から他地域の一次情報、全国的な政策状況の変化等の情報提供を受けるなど、国との積極的な連携に努めていく。

経営力向上計画の審査・認定については、事務を担うために必要となる体制を確保しつつ、当広域連合が事業分野別指針の策定と一体的に運用することにより、関西地域におけるPDCAサイクルの実効性を確立できる。あわせて、上記の国との情報共有により、関西地域のためのみならず、全国の中小企業等の経営力向上への寄与に資することも可能。

以上を踏まえれば、中小企業等経営強化法に基づく事業分野別指針の策定及び経営力向上計画の認定等に関する事務・権限を当広域連合に移譲することにより、中小企業等による更なる経営力向上に向け、地域での一体的・総合的な対応が図られ、「中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資する」（同法第1条）ことができるものと考えており、是非とも前向きにご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○関西地域が首都圏に次ぐ規模の経済圏であり、関西経済の発展が地域経済に留まらず日本全体の国益に資するという観点から、いわば国家戦略特区のようなイメージで、関西地域に係る事業分野別指針の策定及び経営力向上計画の認定に関する事務・権限を関西広域連合に移譲することを検討いただきたい。

○制度の全国統一的な運用及び PDCA サイクルの確立については、事業分野別指針の策定及び経営力向上計画の認定に係る事務・権限を移譲した上で、国と事務・権限の移譲先とが密接に連携を図ることにより、担保することが可能ではないか。

○現状、国において事業分野別指針が策定されていない分野について、関西広域連合又は都道府県が当該分野に対応する指針を追加的に策定できるようにすることも検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

事業分野別指針は、計画認定を行うに当たっての基準となるものであることから、認定を受けた全国の事業者間での不公平が起きないようにする観点から、国が当該事業を取り巻く事業環境を踏まえた全国大での事業分野別指針を策定することが適当である。また、国会の附帯決議（第190回国会閣法第46号附帯決議）においては、「関係省庁が緊密に連携しながら、優良事例の適宜の見直し等を含めたPDCAサイクルを実効性ある形で確立し、最新かつ最良の情報が盛り込まれた事業分野別指針を提供し続けるよう努めること」とされているところ。

御指摘のとおり、現時点において、事業分野別指針が策定されていない事業分野も存在することから、策定の要望が強い事業分野については、当該事業を取り巻く事業環境も踏まえ、新たに事業分野別指針を策定することを検討する。

また、現在の計画認定業務の状況は、平成28年7月以降、令和3年3月末時点で120,131件を認定していることに加えて、貴連合の所管地域（8府県）においては、現時点で、毎月440件以上のペースでの新規認定業務があるほか、計画変更に係る審査業務も発生しているところ。

したがって、仮に計画認定に関する権限を移譲する場合には、標準処理期間である30日以内に処理することが必要であることに加えて、計画の審査には、業種ごとの専門的な知見が求められることから、これに対応するための十分な体制を構築していただく必要がある。

御要望を実現するためには上記の対応を踏まえた上で、法律改正まで必要となる。引き続き、これらのことを踏まえながら、検討していきたい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(17) 中小企業等経営強化法（平11法18）

事業分野別指針（16条1項）に関し、当該指針が定められていない事業分野については、複数の都道府県が加入する広域連合及び都道府県の意見を踏まえつつ、新たに事業分野別指針を定めることについて検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：警察庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省）

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

94

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

下水道法に基づく下水道の事業計画策定に係る国土交通大臣から環境大臣への意見聴取及び通知に関し、運用上地方公共団体が作成する資料の見直し

提案団体

愛知県

制度の所管・関係府省

国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

下水道法に基づく下水道の事業計画策定に係る環境大臣への意見聴取及び通知の手續に関し、運用上、地方公共団体が作成し、国土交通大臣に提出している書類について簡素化を求める。

具体的な支障事例

下水道法に基づく事業計画の策定又は変更の際には下水道管理者は国土交通大臣に協議又は届出をしなければならない。このとき、国土交通大臣は、原則として環境大臣に意見聴取又は通知をすることとなるが、そのために必要な資料については、運用上、下水道管理者である地方公共団体に作成が求められているのが実情である。

特に、「事業計画の内容資料」、「終末処理場におけるし尿投入計画表」及び「し尿処理及び汚泥処分全体計画表」は、国土交通大臣との協議で必要とされていないにもかかわらず、地方公共団体に作成が求められており、事務負担が発生している。

なお、上記資料を意見聴取において不要としなければ、実質的に地方公共団体に資料の作成が求められる現状は変わらないと思われるため、意見聴取に必要な書類自体を簡素化する必要があるものとする。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

下水道に関する事業計画の策定・変更の手續の簡素化により、地方公共団体の事務負担の軽減及び行政の効率化に資する。

根拠法令等

下水道法第25条の11第4項、第6項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、茨城県、千葉市、浜松市、名古屋市、田原市、徳島県、熊本市、沖縄県

○環境大臣への意見聴取及び通知の手續に必要な資料については、「下水道」に関する記載事項は少なく、特に「し尿処理」に関する記載内容が大半のため、各自治体のし尿処理担当部局との記載内容に関する調整に事務負担が生じることから、可能な範囲で簡素化を検討いただきたい。

各府省からの第1次回答

環境大臣への意見聴取では、保健衛生上の観点から、し尿等の処理状況、産業廃棄物たる下水汚泥の処理状況、下水道の普及に伴う浄化槽の整備状況の3点について主に確認を行っており、これらの確認事項は国土交通大臣との協議で求めている資料のみでは確認できない。

下水道事業計画の変更は、し尿の処理にも影響を及ぼすと考えられ、下水道部局とし尿処理担当部局の調整は必要なものと認識しているが、意見聴取及び通知に必要としている資料の内容の簡素化については検討を進めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

保健衛生上の観点からするし尿の処理状況の確認は、下水道へ接続されるまでの間に、し尿処理施設に改築工事があると浄化センターで本来処理すべき能力分もし尿処理施設で余分に改築するおそれがあり、その重複投資を避けることを目的としていると考えられる。現状、し尿処理施設の改築の有無に関係なく同一の資料を作成しているが、改築の有無により資料を分け、改築がない場合は一部の資料を省略するなど、地方公共団体の負担が軽減されるよう、事務の簡素化等を検討して頂きたい。

また、流域別下水道整備総合計画が定められている地域における下水道事業計画策定の場合、国土交通大臣は環境大臣の意見を聴取する必要はなく通知にとどまる。現状、通知の際にも意見聴取の際と同一の資料を作成しているが、地方公共団体から環境大臣に意見を聴取するものではなくかつ本来国土交通省において行う通知であるため、地方公共団体においての資料作成を不要とすることを検討して頂きたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

様式の簡素化については、保健衛生上の観点から確認すべき最低限必要な項目のみになるような様式の見直しや、確認すべき最低限必要な事項を指定し、それが確認できる資料であれば様式は問わないとする見直し等を検討している。

環境省では、国土交通大臣から通知があった場合にも、し尿等の処理状況、産業廃棄物たる下水汚泥の処理状況、下水道の普及に伴う浄化槽の整備状況について、保健衛生上の観点から確認を行っているため、最低限必要な項目が記載された資料については提出いただく必要があると考える。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(11)下水道法(昭33法79)

(i)公共下水道又は流域下水道の事業計画に関する意見聴取又は通知(4条3項若しくは5項又は25条の23第4項若しくは6項)に当たり、地方公共団体が行う事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、提出書類を簡素化するなど、運用の改善を図る。

(関係府省:環境省)

[措置済み(令和3年11月26日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知)]

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

95

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

国土利用計画法に基づく土地売買等届出制度における提出書類の簡素化

提案団体

愛知県、標津町

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

国土利用計画法第23条に基づく土地売買等届出について、地方公共団体及び届出者双方の事務負担軽減の観点から、「土地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図」については提出を不要とすることを求める。

また、土地売買等届出書の記載事項のうち、「土地に関する事項」については「契約書のとおり」のみ記載し、具体的な内容の記載の省略を可能にし、一団の土地において複数の契約を締結した場合に記載内容が重複する場合には、「契約書1～〇のとおり」等として届出書を一葉にまとめることを可能とすることを求める。

具体的な支障事例

国土利用計画法第23条第1項の規定に基づく土地売買等届出制度においては、複数の図面を提出することや、契約書の写しに記載された内容と同じ内容を届出書に記載すること、一団の土地の場合について契約書ごとの届出書の作成等が求められている。

「土地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図」については、「縮尺五千分の一以上の図面」や「土地の形状を明らかにした図面」等の他の書類により内容が確認できるため特段必要とせず、また提出漏れがあった場合には、書類の督促といった事務負担が生じている。

また、契約書と同じ内容が届出書に記載されることにより、突合作業や、契約書と届出書の内容に齟齬がある場合には、契約書の内容に即した記載を行うよう指導する等の事務負担が発生している。

さらに、一団の土地の売買等の際、記載内容や用意する書類の簡素化を図ることで、複数案件の処理にかかる負担の軽減効果が見込まれる。

総じて、必要以上の書類提出が求められ、そのことが届出遅延の要因にもなっており、当県では令和2年において1,518件のうち約2割が遅延となっている状況で、遅延違反者に対する注意喚起の事務が生じている。

このように地方公共団体及び届出者双方に負担が生じていることから、書類の簡素化を求めたい。

なお、一部県内外の市町村からも、同様の問題意識があると聞いている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国土利用計画法第23条第1項の規定に基づく土地売買等届出書の簡素化を図ることで、地方公共団体の事務負担が軽減されるとともに本来の制度趣旨である土地の利用目的の審査に注力することができる。また、事務処理期間の短縮化や届出者に必要以上の書類等を求めないことにより、届出遅延となる案件の減少が期待され、地方公共団体及び届出者の事務負担が軽減される。

根拠法令等

国土利用計画法第23条第1項、国土利用計画法施行規則第20条、国土利用計画法に基づく土地取引の規

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

川崎市、上越市、石川県、山梨県、長野県、掛川市、半田市、小牧市、亀山市、城陽市、長岡京市、生駒市、広島市、徳島県、徳島市、松山市、今治市、高知市、大村市、宇土市

○「土地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図」については、他の添付書類が揃っているのであれば位置を特定できるため、提出を不要とすることに賛同いたします。

また、土地売買等届出書の記載事項のうち、「土地に関する事項」について「契約書のとおり」と記載すること及び記載内容が重複する場合に届出書を一葉にまとめることを可能にするについては、ほとんどの申請において補正が必要となっていることから、事務負担軽減の効果が期待できるため賛同いたします。

○当県においても、書類不備による督促や一団の土地の場合について契約書ごとに届出書を作成することに伴う事務負担が生じているため、書類の簡素化を図るなど、現行制度を見直してほしい。

○当県においても、届出遅延が一定割合生じており、地方公共団体及び届出者の負担軽減につながる本提案に賛同したい。

○当市においても、提出書類不備等による書類の督促といった事務負担が生じている。

○届出書と契約書の相違に伴い届出書の訂正を申請者に求めたが、なかなか行えなかったため(遠隔地、忙しい等)、届出から3週間以内の回答に時間的余裕がない状況となった。届出書の添付書類や記載内容の簡素化は必要と考える。

○具体的な支障事例と同様で、契約書と届出書に齟齬がある場合、再度内容確認を行うため、書類審査の処理遅延や事務処理負担が増大している。

○当市においても、一団の土地において複数の契約を締結した届出があるが、契約毎の届出書作成を求めており、当市及び届出者双方に相当量の事務負担が生じている。

そのため、一団の土地に関する複数契約の届出書の簡素化の必要性はあると考える。

但し、一団の土地における複数契約の届出の簡素化は、届出期限についてもまとめるという誤解を生じさせかねないため、各契約が届出期限(14日以内)を経過しないよう併せて周知することも必要であると考えます。

○国土利用計画法第23条第1項の規定に基づく土地売買届出書については、記載事項が多岐にわたること等から、記載内容の確認や届出者への修正指示等、過大な事務負担が生じている。

各府省からの第1次回答

「土地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図」は、届出に係る土地の全体の位置を確認するとともに、土地の利用目的が土地利用基本計画(縮尺五万分の一の地形図上で記したもの)等に適合していることを求めており、利用目的審査を円滑に実施するために必要です。

また、「土地に関する事項」は、契約書の記載事項と内容を確認するとともに、都道府県等の利用目的審査を円滑に実施するため、土地売買等届出書に簡潔に記載していただくことが望ましいと考えております。

さらに、一団の土地において複数の契約を締結した場合には、ご提案の趣旨を踏まえ、届出書を一葉にまとめることで、事務を担っている地方公共団体に周知します。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「土地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図」については、他の添付書類が揃っているのであれば位置は特定可能である。当県ではGISにて土地利用基本計画にかかる各地域及び個別法の各規制地域を地図に落とし込んでおり、そちらで確認できるため、特段「土地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図」は必要としないことから見直しを検討していただきたい。

また、「土地に関する事項」の簡潔に記載をすることが利用目的審査を円滑に進めるうえで望ましいとのことではあるが、届出書本書への記載の有無に関係なく、当然、契約書の確認は行っており、かつ契約書に記載すべき事項と考えられるため、あえて届出書本書への転記を求めることで、届出書と契約書の記載内容に齟齬がないかの確認及び書類不備への指摘という別の事務負担が生じている。

以上のことから、届出書へ記載を求めることが円滑な利用目的審査の実施には繋がっておらず逆に阻害していることから見直しを検討していただきたい。

なお、一団の土地における複数契約を一葉にまとめることへの御理解については感謝申し上げます。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

各府省からの第2次回答

「土地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図」は、届出に係る土地の全体の位置を確認するとともに、土地利用基本計画に即して適正かつ合理的な土地利用が図られるよう、関連部局との連絡・調整を行い、当該土地の利用目的に係る開発等の規制に係る諸法律の運用との間にできる限りその調整を図っておくべきであることから、土地の利用目的が土地利用基本計画（縮尺五万分の一の地形図上で記したもの）等に適合していることを求めており、利用目的審査を円滑に実施するために必要です。

「土地に関する事項」は、契約書の記載事項と内容を確認するとともに、土地利用基本計画に即して適正かつ合理的な土地利用が図られるよう、関連部局との連絡・調整を行い、当該土地の利用目的に係る開発等の規制に係る諸法律の運用との間にできる限りその調整を図っておくべきであることから、都道府県等の利用目的審査を円滑に実施するため、土地売買等届出書に簡潔に記載していただくことが望ましいと考えております。

一団の土地において複数の契約を締結した場合について、都道府県等によって契約書類などの届出書類や審査状況が様々であることから、土地対策全国連絡協議会の意見を踏まえた上で、地方公共団体の判断で適切に対応できるように周知します。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(16)国土利用計画法(昭49法92)

土地売買等の事後届出(23条1項)については、以下のとおりとする。

・一団の土地について締結する複数の契約であって、地方公共団体が適切と認めるものについては、土地売買等届出書(施行規則20条1項の別記様式3)を一枚にまとめることで差し支えないことを、地方公共団体に令和3年度中に通知する。

・届出に係る添付書類のうち、土地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図(施行規則20条2項で準用する施行規則5条2項2号)については、制度の趣旨に則った確認が可能な場合には地方公共団体の判断により提出の省略を可能とする方向で、地方公共団体の意見を踏まえつつ検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

99

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

届出様式等における性別記載欄の削除

提案団体

明石市

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省

求める措置の具体的内容

法令等によって定められた各種届出様式等について、性別記載欄の削除を求める

具体的な支障事例

【提案に至った背景】

当市は、昨年度に市が規定する様式のうち業務上性別を記載することが必要ないと判断した届出様式等から性別記載欄を削除した。しかし、当市が取り扱う届出様式等の中には国の規定に基づき性別記載欄を設けているものもあり、その中には業務上性別を記載することが必要か疑問のあるものもあった(以下参照)。

【支障事例】

性的マイノリティの方にとって、性自認と一致しない性別を選択することや、戸籍上の性別と見た目の性別が異なるために厳格な本人確認をされることは、強い心理的負担となっている。また、抵抗感から行政手続き自体をためらうことにも繋がっている。当市市民の声としても、様式上で男女いずれかの性別を選択することを苦痛に感じている旨の相談を受ける事例が多々ある。なお、性自認に関する相談等を行うこと自体が心理的負担・苦痛等を伴うため、当事者が声を上げ辛いという状況を鑑みると、実際はより多くの市民が同様の悩みを抱えていることが想定される。

【措置を求める届出様式等】

法令等に基づき性別記載欄のある届出様式等のうち、以下の届出様式等について左記の措置を求める。
市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請書、市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書、国民健康保険特定疾病療養受療証、国民健康保険限度額適用(・標準負担額減額)認定証、介護保険負担限度額認定申請書、介護保険負担限度額認定証再交付申請書、介護保険負担限度額認定証、介護保険特定負担限度額認定証(特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証)、小児慢性特定疾病医療受給者証再交付申請書、小児慢性特定疾病医療費支給認定変更申請書、年金手帳再交付申請書、経営所得安定対策等交付金交付申請書、農業者年金農業者老齢年金裁定請求書、新農業者年金農業者老齢年金裁定請求書、借地権申告書、権利変動届出書

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

各種届出様式等から性別記載欄を削除することにより、性的マイノリティの方にとっての各種行政手続における心理的負担を軽減することができ、行政サービスや支援の積極的な利用を促し、ひいては誰もが性別に関わりなく自分らしく生きることができる社会の実現に寄与する。

根拠法令等

地方税法附則第7条、国民健康保険法施行規則第27条の14の2、国民年金法施行規則第11条、介護保険

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

前橋市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、福井市、山梨県、長野県、半田市、西尾市、枚方市、西宮市、鳥取県、高松市、宇和島市、熊本市、宮崎市、延岡市

○県内においては、性的マイノリティの方の人権に配慮する観点から、各種届出様式等における性別記載欄の見直しを実施した自治体がある。当市においても、事務レベルではあるが、各種届出様式等における性別記載欄の見直しについて、検討している。法令等で定められている届出様式等については、市に様式変更の裁量がないため、性別記載欄の削除の対象外とせざるを得ない。本件提案において指定されている届出様式等については、早期に性別記載欄の削除を実現するとともに、これら以外の届出様式等についても、当該業務上性別記載の必要性が認められないものについては、性別記載欄の削除を行う必要があるものとする。

○平成 30 年度に実施した性的少数者当事者の意見交換会でも「アンケートであれば自分で思っている性別に丸をするが、公的な書類では私文書偽造に該当するのではと迷ってしまう」「何のために性別記載が必要なのか根拠がほしい」など、性別欄に関する不安の声をいただいております。性別欄が不必要と思われる申請書等に関しては法改正を行う必要があると思われる。また、職員向けにアンケートを実施した際には「市民の方から性別欄の記入を拒否された」「市民の方から性別欄(男・女)の「・」に○をしてよいか申し出があった」など、対応に苦慮する場面も生じている。当市では市の総合計画に基づき性別欄削除の基本方針を定めており、個人の性的指向・性自認を理由とする差別や偏見の解消を図るため、毎年度庁内照会を行い、市が発行する申請書・通知書の性別欄削除について必要性を検討し、不必要と判断できる場合は削除を行っている。当市では、年1、2回ほど、市のパートナーシップ宣誓制度利用者と意見交換会を設けているが、その中でも性別欄削除に関する意見をいただいている。

○当市においては、性的マイノリティの当事者から直接多くの御意見をいただいているわけではないが、自身の性自認と一致しない性別を様式上で選択することや、戸籍上の性別と見た目の性別が異なるために厳格な本人確認をされること等について、当事者が苦痛に感じている可能性が非常に高いことは、想像に容易い。また、不必要にも関わらず、男女のみを前提とした性別記載欄への記入を求めることは、性別が男女のみしかないという無意識の浸透に繋がり、性の多様性に関する社会的な理解促進の妨げとなる可能性がある。

○平成 29 年度に申請書・証明書の性別表記について調査を行い、性的マイノリティに配慮し、表記の見直しを庁内に呼びかけてきた。3年間の呼びかけで 108 件の見直しが見直しができたものの、当初から見直し不可との回答があるものがあり、その中には法律上の制限によるものが見受けられた。

○当市が規定する届出書については性別の記載を削除したが、国の規定に基づいた届出書は性別の項目が残ったままとなっており、トラブルになるケースがある。

○当市においても提案団体同様に市で定めている様式のうち、業務上性別を記載する必要がないと判断したものに關しては、性別記載欄を削除したが、法令等によって定められた様式は、変更ができないため性別記載欄を残したままであるのが現状である。性的マイノリティの方の配慮をするのならば、市で定めている様式だけでなく法令等に基づく様式についても性別記載欄の有無を統一する必要がある。

各府省からの第 1 次回答

○概要

ふるさと納税に係る申告特例関連の2様式については、地方税法の規定に基づき、当該申告特例の求めを行う者の氏名、住所、性別及び生年月日を記載することとされている。

ご提案の内容については、ご指摘のとおり対応することも含め、令和4年度税制改正において議論の上、検討してまいります。

国民健康保険関連の2証、介護保険関連の4証に係る性別表記については、事務連絡において「やむを得ない理由があると保険者が判断した場合は、裏面を含む証全体として、戸籍上の性別が保険医療機関等で容易に確認できるよう配慮すれば、保険者の判断によって性別の表記方法を工夫しても差し支えない」旨などお示ししており、各保険者の判断で適切に運用していただくこととしている。

小慢関連の2書類については、令和3年7月にとりまとめられた関係審議会による意見書において、「医療費助成の申請書類等への「性別」の記載については、廃止する」ことが適当であるとされたことを踏まえ、省令・通知改正等を進める予定である。

年金手帳再交付申請書については、令和4年4月1日に国民年金手帳に関する規定が廃止されることに伴い、同日以降、国民年金手帳に代えて作成及び交付される基礎年金番号通知書に係る再交付申請においては「性

別」の記載は要しないこととする。

経営所得安定対策等交付金交付申請書においては、電話による本人確認の機会もあり、その際の申請者の本人確認事項の一つとして性別記載欄を活用しているところであるが、令和4年度から性別記載欄は削除する方向で検討してまいりたい。

農業者年金関連の2裁定請求書について、新農業者年金は積立方式であり、年金額の算定は、平均余命の違いにより男女別々に行っていることから、裁定請求書へ男女の明記が必要。旧農業者年金は、賦課方式であり、制度上、男女による差がないため、性別欄において男女の選択肢をなくすなどを検討してまいりたい。

土地区画整理法施行規則に基づく借地権申告書及び権利変動届出書においては、土地区画整理審議会の委員の選挙人名簿の作成にあたり、借地権者の性別を把握する趣旨から性別欄を設けているところであるが、ご提案も踏まえ、今後、対応の検討を進めてまいりたい。

(別紙あり)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

ふるさと納税に係る申告特例関連の2様式は、氏名や住所、生年月日を記載し、申告特例申請書は個人番号も記載するため個人の特定は容易であることから、性別記載欄は不要である。

医療や介護では、性別に由来する特有の疾患や診療行為等があるため、被保険者証に性別を記載する代わりに表記方法を工夫することは有効な手段である。このたび見直しを提案する認定証等は、被保険者証に添えて医療機関等の窓口へ提出する書類であり、性別確認は可能である。また、認定証等を提示した者が当該被保険者であることは、被保険者番号や氏名、生年月日等によって確認でき、性別記載欄は不要である。

小慢関連の2書類については、令和3年7月に取りまとめられた意見書のとおり、早期実現に向けた着実な取組をお願いしたい。

年金手帳再交付申請書及び経営所得安定対策等交付金交付申請書は、ご回答のとおり着実な取組をお願いしたい。

旧農業者年金は、業務上性別を把握する必要がなく、裁定請求書に記載する記号番号や氏名、住所、生年月日によって本人確認が可能であり、性別記載欄は不要である。新農業者年金は、加入時に提出する加入申込書等で性別を把握できるため、裁定請求書に性別記載欄は不要である。

区画整理関連2様式について、土地区画整理法第74条に基づき、施行者等は登記所や官公署長に対し、無償で必要な簿書の閲覧や謄写、その謄本等の交付を求めることができ、住民票の写しの交付により選挙人名簿の作成は可能であり、性別記載欄は不要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【福井市】

今回提案の【措置を求める届出様式等】に限定することなく、業務上性別記載の必要性が認められないものについては、性別記載欄の削除を行うなどの全省的な対応が必要と考える。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国町村会】

本提案の実現に向けて必要な対応を求める。

各府省からの第2次回答

ふるさと納税に係る申告特例関連の2様式については、性別欄の削除について、令和4年度税制改正において対応することを検討している。

国民健康保険関連の2証、介護保険関連の4証に係る性別表記については、保険医療機関等の窓口で被保険者証に添えて提出するものであり、被保険者の性別は被保険者証をもって確認できる。また、当該証を提示した者が国民健康保険の被保険者であることの確認は、当該証の性別欄以外の記載内容を被保険者証と照合することで可能である。以上を踏まえ、当該証の性別欄は削除することとし、省令改正等の必要な作業を進めて参りたい。

小慢関連の2書類については、令和3年7月にとりまとめられた関係審議会による意見書において、「医療費助成の申請書類等への「性別」の記載については、廃止する」ことが適当であるとされたことを踏まえ、省令・通知改正等を進める予定である。

年金手帳再交付申請書については、令和3年6月30日に国民年金法施行規則を改正し、令和4年4月1日以降の基礎年金番号通知書に係る再交付申請においては「性別」の記載を要しないことといたしました(令和4年4月1日施行)。

経営所得安定対策等交付金交付申請書においては、電話による本人確認の機会もあり、その際の申請者の本人確認事項の一つとして性別記載欄を活用しているところであるが、令和4年度から性別記載欄は削除する。農業者年金関連の2裁定請求書について、旧農業者年金では、男女の選択肢をなくすなどを検討するが、新農業者年金の年金額算定に係る完全生命表の補正データ(男女別死亡年齢)を収集することが必要である。新農業者年金では、加入後に戸籍上の性別が変更される場合も想定される。これらの理由から、性別記載欄は必要である。

土地区画整理法施行規則に基づく借地権申告書及び権利変動届出書においては、土地区画整理審議会の委員の選挙人名簿の作成にあたり、借地権者の性別を把握する趣旨から性別欄を設けているところであるが、ご提案を踏まえ、借地権申告書及び権利変動届出書から性別記載欄は削除する方向で検討してまいりたい。(別紙あり)

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容

5【国土交通省】

(8)土地区画整理法(昭29法119)

借地権申告書(施行規則16条1項)及び権利変動届出書(施行規則23条5項)における性別の記載については、令和3年度中に省令を改正し、削除する。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

103

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

社会資本整備総合交付金システムによる申請等に係る事務手続きの簡素化等

提案団体

秋田県、横手市、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、潟上市、大仙市、仙北市、小坂町、藤里町、三種町、美郷町、羽後町、川崎市、長野県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

社会資本整備総合交付金の申請等に係る事務全般については、平成30年度からシステム運用が開始され、令和元年度から本格運用されているが、システム外で別途従来様式の書類での提出が求められているほか、システムの不備等(数値入力の重複等に係る作業負担が大きい、軽微な修正が困難である、マニュアルが不十分である等)が非常に多く、申請等に係る事務にあたり多大な時間を要しているため、事務手続きの大幅な簡素化及びシステムに係る問い合わせへの円滑な対応等を求める。

具体的な支障事例

申請から交付までシステムで行うことが可能となったにもかかわらず、地方整備局からは、令和3年度予算要望に関し、全ての事業について、システムとは別に従来様式(Excel)での書類提出を二重に求められた。また、システム内での主な流れは、全市町村入力が入力した後、県が承認し、県の各事業課が入力した上で国土交通省各地域整備局が承認し本省承認となるが、国の承認作業の段階で市町村への入力修正指示があった場合、一連の流れを全て遡る必要があり、この過程で入力済みの一部数字が消えるため再入力を要し、修正に直接関係のない事業課がシステム処理を求められるなど複雑な流れになっており、膨大な時間と人員が割かれている。また、申請等に係る手続きについては国から短い期限を設定されているため、期限までの作業が非常に厳しく、時間外や土日での作業を余儀なくされている。さらに、システムのマニュアルについては、文字等が不鮮明な箇所が多く、地方公共団体の担当者が変わる度に不備が生じやすい状況になっている。なお、システムの不明点については、過去の全国の照会に対する回答をまとめた表(問合せ管理簿)を参照するよう指導されているが、掲載数が膨大で(令和3年2月末現在 1,990件)、解決策を確認する作業自体が負担となっている。加えて、市町村からもシステムの操作等の問い合わせがあるが、電話等即時に対応可能な国への問い合わせ先がなく、所定様式によるメールでの質問を促すことしかできないため、国からの回答があるまでの数日間は市町村においても事務が停滞する。市町村からの質問についてはまずは各県で対応することとされているが、マニュアル等が不十分な状況で都道府県に対して市町村への対応も求められており、過大な事務負担が生じている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

申請等に係る手続きについては、システムに係る事務の簡素化されることで、地方公共団体において大幅な事務負担の軽減が図られ、効率的な運用が可能となる。

根拠法令等

社会資本整備総合交付金交付要綱、社会資本整備総合交付金等の令和3年度要望等の提出・登録について（令和3年1月21日付事務連絡）、社会資本整備総合交付金システムマニュアル

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田市、郡山市、茨城県、ひたちなか市、高崎市、横須賀市、福井県、山梨県、諏訪市、掛川市、寝屋川市、広島市、徳島市、高知県、福岡県、朝倉市、大分県、延岡市、沖縄県

○市町村入力においてシステム上で窓口担当と基幹事業担当が分かれていることで、入力や修正等の処理が複雑で時間を要している。

またマニュアルについては、左記にあるように不十分な状況であり、担当が変わるたびにミスや混乱が生じている。

○システムの動作が遅く入力に時間がかかってしまう。日付の入力方法やシステム全体の処理速度向上など、システムの改良をお願いしたい。

○システム入力をするにあたり、システム上にあるマニュアルを参照して作業を進めている。マニュアルには解釈・手順が不明（省略されている等）な箇所があるため、マニュアルの手順を理解する時間と入力作業に係る時間とで大幅な時間を割く必要がある。担当者が変わった場合等、システムでの入力作業に不慣れな職員でも手順が理解しやすい、見やすいマニュアルへの改正を求める。

○登録後に修正が発生した場合、調書を再度入力する必要があるため、修正時の作業軽減を検討してほしい。

○社会資本整備総合交付金システム（SCMS）は非常に複雑で担当者用マニュアルが十分に整備されておらず、システムの不備も多く、申請に係る事務等において具体例にあるような支障が発生している。

○社会資本整備総合交付金システムについて、次年度予算要望をする際に、従来様式（エクセル等）に加えシステム入力をする必要があり、作業負担が増えている状況となっている。また、提出月日が各事業により異なるため作業日程の調整が必要となる。さらに、入力修正等の指示が有った場合は、市全体の要望を再入力したり、修正に直接関係のない事業課がシステム処理を求められたりするなど事務量が増える結果となっている。

○①CSVでのデータ出力に関して、国の決裁が完了しないと案件が抽出されない。各所属の提出状況等の執行管理に活用できるべく、確認中案件も抽出できると執行管理に役立つ。

②マニュアルが非常にわかりづらく、国からの修正指示に対しシステム上の対応方法を検索することに時間を要する。

各府省からの第1次回答

社会資本整備総合交付金システム（SCMS）については地方公共団体からのご意見も踏まえながら、改修や機能の拡充を行ってきているところです。

現在、軽微な変更の申請の簡素化等、SCMSの機能改修の検討を進めているところですが、その他の機能の改修・拡充等についても検討を進めてまいります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

支障事例を詳細にお示したところであるが、各事例に対する具体的な改善策や期限が示されていないため、提案事項にある支障事例が速やかに解消されるよう、項目別にいつまでどのように改善するのか具体的かつ計画性のある回答をいただきたい。

また、SCMSの機能改修の問題だけではなく、SCMSでの申請手続きと従来様式での提出を求められている予算要望手続きについては、二重業務となっているため、令和4年度予算要望までに解消されることを希望する。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

ご提案内容を踏まえ、令和4年度予算要望から SCMS での提出のみを求め、社会資本整備総合交付金等総合調整室からの従来様式の提出は求めないことといたします。

また、今年度中に SCMS を改修し、申請が差し戻された際には、基幹事業担当による入力を保持した状態を維持できるようにいたします。

問合せ内容に正確に回答するため、電話対応可能な問合せ先の設置は困難ですが、マニュアル等について可能な限り使い勝手を良くするとともに、問合せを受けた際は迅速に回答するよう努めて参りますので、ご理解いただきたく存じます。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(21)社会資本整備総合交付金

社会資本整備総合交付金の申請等については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。

・社会資本整備総合交付金システムで実施している予算に係る要望作業については、令和4年度予算から別途の書類の提出を不要とする。

[措置済み(令和3年11月4日付け国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室事務連絡)]

・申請等に係る入力事務を効率化するため、令和3年度中に当該システムの機能等を改善する。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

106

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

下水道事業計画の軽微な変更の範囲に関する見直し

提案団体

熊本市

制度の所管・関係府省

国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

公共下水道の事業計画について、予定処理区域を変更する場合であっても、その変更する面積の範囲が狭小であるときは、下水道法施行令第5条の2で定める軽微な変更該当するものとして、国土交通大臣への協議等を不要とするように事務の簡素化を求める。

仮に、現在でも国土交通大臣への協議等が不要な場合は、その旨を明確化することを求める。

具体的な支障事例

当市が管理する公共下水道の事業計画(以下「下水道事業計画」という。)の予定処理区域(約 10,000ha)に隣接する住宅地があり、その住民から当市の公共下水道へ接続したいとの申出があったことを受け、下水道事業計画を変更して予定処理区域を 0.4ha 拡大し、管渠布設を行った。

本事例においては、予定処理区域の変更として下水道法施行令第5条の2第1号に該当すると考え、下水道法第4条第6項で準用する同条第2項に基づき国土交通大臣との協議を行い、その手続に約 1.5 か月の時間を要した。

予定処理区域の面積を数 ha 程度拡大や縮小することは、下水道事業計画の大きな変更ではなく国土交通大臣との協議等を行う必要性はないと考えられるが、予定処理区域の面積の変更の場合は一律に協議が必要とされているため、職員にとって大きな負担となっているだけでなく、公共下水道の早期整備を望む市民にとっても支障が生じている。

下水道事業計画の変更に係る国土交通大臣の関与については、過去の地方分権改革推進委員会の第3次勧告を踏まえ、認可から同意のない協議とされているが、本事例のように他の市町村と接しない土地を予定処理区域に加える場合など関係地方公共団体との利害調整が発生しない場合には協議等も不要とし、手続きの簡素化を図ることが可能と考える。

したがって、このような予定処理区域の面積の変更については軽微な変更と整理し、事務を簡素化すべきである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

下水道事業計画の変更手続を簡素化することで、下水道管理者の事務負担を軽減するとともに、下水道工事への早期着手が可能になり、住民サービスの向上につながる。

根拠法令等

下水道法第4条、第5条

下水道法施行令第4条の2、第5条の2

下水道法施行令第5条の2及び第17条の9に定める協議等を要しない事業計画の軽微な変更の取扱いにつ

いて(平成 27 年 11 月 19 日事務連絡)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、富山市、福井市、名古屋市、稲沢市、田原市、京都市、広島市、徳島県

○当市では、宅地・事業地等の建設に伴い、下水道事業計画（以下「事業計画」という。）の変更を毎年行っている状況である。当市の事業計画の変更は県の協議で完了するものの、期間は3か月程度要しており、早期整備を望む市民への支障、及び職員の事務負担になっている。現在の下水道法施行令第5条の2では、一律に「予定処理区域の変更」を伴うものは事業計画の変更となっているが、軽易な変更内容を明確に定めいただき、微小な区域の変更は事業計画の変更を要しないなど、手続きの簡素化をすべきである。

○本件と同様に重要な変更として規定されている国土交通省令で定める主要な管渠の配置について、道路の改良工事に伴い配置が変更となる際にも配置が局所的ではないことから変更の対象となり、図書の作成に費用を要したことに合わせ、手続きに時間を要し、道路の改良工事に影響を及ぼす形となった。そのため、局所的ではないものの同一道路内における配置変更は軽微な変更であると考えられるため、大幅な変更とならないものについては重要な変更とは該当しないよう範囲の見直しをお願いしたい。

各府省からの第1次回答

下水道事業計画に定めるべき事項に係る変更のうち、国土交通大臣又は都道府県知事への協議を要する変更（軽微な変更該当しないもの）について、下水道法施行令第5条の2各号に整理されている。

これは、下水道法施行令第5条の2各号に掲げる変更が、下水道事業を実施するにあたって特に重要となる、下水の放流先に水質等の観点で影響を及ぼすものや私人の利益との調整を図る必要があるものの変更であり、関係自治体、私人等への影響が大きいことから、下水道管理者が当該変更を行う場合には、その妥当性を、下水道整備に関する知見を有する国土交通大臣等が客観的見地から確認する必要があるためである。ご提案に係る予定処理区域については、排水施設及び終末処理場の配置及び能力に相応している必要があり、また、予定処理区域内の私人に対しては、排水設備の設置や使用料の負担等、種々の義務又は制限が課されることから、予定処理区域の変更は、その程度に関わらず、私人等への影響が大きい。

そのため、下水道管理者が予定処理区域の変更を行うにあたっては、変更する予定処理区域の面積等に関わらず、国土交通大臣又は都道府県知事への協議に係らしめ、国土交通大臣等が当該変更の妥当性を確認する必要がある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当市事例(A=0.4ha)については、計画汚水量の増加が極めて少ないことから、排水施設及び終末処理場の配置及び処理能力を変更する必要はなく、下水道管理者である市町村が判断することが可能である。

また、整備予定区域に隣接した限定的な区域であり、当該区域内の住民の方々に対して下水道供用開始後の「下水道への接続義務」、「受益者負担金」、「下水道使用料」等について説明を行ない、了承いただいた上での区域の変更であることから、国土交通大臣等による確認は不要であるとする。

当市事例の様に追加する予定処理区域が限定的で、その他の区域と明確に分離され、かつ、私権の制限に対し十分な理解を得られる予定処理区域の境界を変更する場合、国土交通大臣への協議等が求められることは非効率的であり、軽微な変更として整理できるよう引続き検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【富山市】

主要な管渠の配置については、下水道以外の他事業（道路改良）による同一道路内での変更の際には、放流先の水質等や私人の利益とは無関係であり、重要な変更には該当しないように考えられるため、改めての関係府省からの回答を求めたい。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

公共下水道事業計画の変更に係る手続きについては、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去 10 年間で約 1.5 倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。

○国又は都道府県との協議が必要な理由については、関係地方公共団体や私人等への影響が大きくその妥当性を国等が確認する必要があるとの説明であるが、私人との利害調整は国ではなく下水道管理者が自らの責任において行っているものであり、国等との協議を許容する理由にはならないのではないかと。国等との協議の要否は、利害関係人への意見の申出機会の付与とは切り離して検討すべきではないかと。

○同様に、変更する面積が狭小であって、他の市町村に影響することが考えられない地点に位置する土地について、これを予定処理区域に加える場合等に関しては、関係地方公共団体への影響を考慮する必要はないのではないかと。

○予定処理区域の面積を変更する場合において、例外なく全ての場合に国等との協議を要する現行制度は過大な関与ではないかと。管渠能力や処理場の施設能力への影響がない場合や他の市町村と接しない土地を予定処理区域に加える場合等、関係地方公共団体との利害調整を行う必要がない場合は、国等との協議等を不要とするよう、2次ヒアリングまでに積極的に検討いただきたい。

各府省からの第 2 次回答

下水道事業を実施するにあたり、放流先の水質等に影響を及ぼす項目についての変更は特に重要であり、下水道管理者が当該項目について変更を行う場合には、その妥当性を（下水道整備に関する知見を有する国土交通大臣等が）客観的見地から確認する必要がある。

一方で、今回ご提案いただいた予定処理区域をわずかに拡大する場合で、下水道事業計画の変更が、既存計画における管渠や処理場の配置・能力等に影響しないものであれば、下水道事業計画の変更の際に国等が協議を行わなかったとしても、放流先の水質等への影響が及ぶなどの特段の問題は生じないものと考えられる。

よって、予定処理区域のみの下水道事業計画の変更で、既存計画における管渠や処理場の配置・能力等に影響しないものについては、軽微な変更該当するものとして、国土交通大臣等への協議を不要とする方向で検討することとしたい。

なお、このような場合にあっても私人等への影響は考慮することから、軽微な変更であっても変更に係る予定処理区域を公示し、利害関係人に意見を申し出る機会を与えなければならないものとする方向で検討することとしたい。

また、追加提案団体からご提案いただいている、同一路内での主要な管渠の配置の変更については、同一路内が同一の建築基準法第 42 条に規定する道路内を示す場合は、軽微な変更としているところである（下水道法施行令第 5 条の 2）。

令和 3 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 3 年 12 月 21 日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(11) 下水道法(昭 33 法 79)

(iii) 公共下水道の事業計画の変更(4条6項)のうち、予定処理区域のみの変更で、当該変更前の計画における管渠や処理施設の配置・処理能力等に影響しないものについては、令和 4 年中に政令を改正し、国土交通大臣等への協議を不要とする。

(関係府省：環境省)

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

110

提案区分

A 権限移譲

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

区域区分の変更に関する都市計画決定権限の中核市への移譲

提案団体

横須賀市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

軽易な区域区分の変更(変更する面積が一定規模以下で、他市町村との境界に近接しないもの等)に関する都市計画の決定権限を、中核市へ移譲することを求める。

具体的な支障事例

区域区分に関する都市計画の決定権限は都道府県にあるが、当市のある都道府県の区域区分変更の基準では、原則として大規模な区域区分の変更や、人口増加につながるような市街地の拡張を認める方針となっている。一方、当市が希望している小規模な市街化区域の拡大については、区域区分の変更が認められないケースがある。

具体的には、区域区分の境界において、現在市街化区域側に生産工場が、市街化調整区域側に駐車場として利用している敷地があるところ、工場増築のため、当該敷地を市街化区域に編入することを事業者から求められている。編入する面積は約 2,000 m²程度であり、山林に囲まれ、人家も隣接していない区域であることから、周囲の居住環境への影響はほとんどなく、無秩序に市街地を拡張するものでもないことを踏まえ、市内経済の活性化等の観点から、当市としては要望どおり編入することが適切と考えている。

都道府県の基準は、上記のような小規模な工業専用地域の拡大のような事例に対応しておらず、過去の区域区分の見直し時に都市計画変更要望を提出しても、このような区域区分の変更は認められなかった。

また、小規模な住宅地の拡張など区域区分の変更が認められるケースがあるが、その場合でも、都道府県の区域区分の見直しスケジュールに合わせなければならないため、スピード感を持って住民からの要望の応えることが難しい。

中核市は、人口・産業とそれに伴う都市的土地利用や公共施設整備が集中しており、相対する自然環境の保全に係る判断と相まって、制度創設から約 20 年が経過する都市計画区域マスタープランに基づいて区域区分の変更に係る判断を行う事務執行能力が十分にあると考える。地域の実情に合わせて円滑に街づくりを進めることを可能とするため、少なくとも、一定の面積以下で、他市町村との境界に近接しない区域区分の変更(既存家屋がある集落の市街化区域への編入、市街化調整区域が隣接した区域の工業系施設拡張や新規建築に伴う市街化区域への編入等)については、都道府県全域の都市計画の方針に影響を及ぼさない軽易なものにとらえ、中核市に権限移譲を行うことを求める。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

住民からの要望や提案に対して、中核市が地域の実情に合わせて主体的に判断することが可能となり、円滑に調整が進むとともに、区域区分の変更と併せて市決定権限の用途地域の変更も行う際に、関係部局との事前協議や調整、都市計画手続を効率的に行うことができる。

根拠法令等

都市計画法第 15 条第 1 項第 2 号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川口市、久留米市

○都市計画の人口フレームが当該自治体の土地利用政策の枠桎となっている。また、都道府県の権限であるため、都市自治体の状況を考慮した対応が十分でない。県の運用方針が合わず、別な手法を用いて土地利用を行った例がある。

各府省からの第 1 次回答

区域区分は、一の市町村の区域を越えて指定されうる都市計画区域全体を対象として、都市計画区域マスタープランに基づき、当該都市計画区域内における人口や産業の将来の見通し、市街地の拡大可能性、公共施設の整備状況、緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮等を総合的に勘案して定められるものであり、変更区域の面積の大きさや他市町村との境界に近接する等に関わらず、都市計画区域の指定主体である都道府県が広域的な観点から定めることが適切である。

また、現行制度においても、市町村は都道府県の定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができること（法 15 条の 2 第 1 項）、都道府県が都市計画決定する際には関係市町村の意見を聴くこととなっていること（法 18 条第 1 項）など、市町村の意向を反映させる機会には法律上も担保している。

なお、「具体的な支障事例」に記載されている開発については、都市計画法第 34 条第 10 号、第 11 号、第 12 号、第 14 号などの規定を活用し、許可権者である中核市の判断で、許可することが可能である。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

都市計画運用指針でも、都市計画の決定等にあっては市町村が中心的な主体となるべきであり、市町村の区域を超える特に広域的・根幹的な都市計画についてのみ都道府県が決定するものとされており、その観点から事務遂行能力の高い指定都市は区域区分の決定権限を持っています。

区域区分の変更内容は多岐にわたり、市街化区域に新市街地として大きい面積の区域を編入するものから道路等の整備により境界を数m移動する小規模な面積の変更等様々な性質のものがありますが、変更内容によっては広域的に影響が生じるのか疑問に思うものもあり、その全てを「広域的な観点から定めることが適切」とする考え方はあまりにも形式的です。

また、ご指摘の通り現行制度においても市町村の意向を反映させることが可能となっていますが、都道府県が実情に即してきめ細やかに対応することは無理があることから、実際には市町村の意向が通らず支障が生じている現状があるため、大きい面積の区域を編入するものについては、都道府県全体の人口や産業の将来の見通し等を勘案し広域的な観点から都道府県が定めることが妥当だと考えますが、広域的な影響を及ぼすとは思えない面積の小さい局所的な案件は、よりきめ細やかに公共施設の整備状況等の実情を総合的に勘案できる中核市が区域区分の変更をすることが望ましいと考えます。

なお、同法第 34 条には、市街化調整区域内で広い区域等を指定することにより、開発許可による土地利用が可能となる規定がありますが、提示した「具体的な支障事例」は、同条の運用にはなじまず、区域区分の変更により対応すべきと考えられる案件です。

こうした区域区分の変更に関する権限移譲を求める中核市の意見を国土交通省で把握した上で、前向きな検討を求めたいと考えます。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

都市計画における区域区分の設定権限については、地方分権推進委員会第一次勧告を踏まえ、引き続き都道府県の事務・権限とするべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○1次ヒアリングにおいて、区域区分の決定は広域自治体である都道府県が行うべきとの説明があったが、区域区分の軽易な変更は、必ずしも都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが効率的な事務にあたらないと考えられる。

区域区分の変更に関する都市計画決定権限を中核市に移譲できない理由はないのではないか。

○現行制度下では必ずしも中核市が地域の実情に応じて迅速に主体的なまちづくりが行えていないという実情が示されていることから、実態や権限移譲等の意向等を中核市に対し調査した上で、区域区分の変更のうち、都道府県の広域的な判断が不要であり中核市が即地的に判断することが適当なものについて、2次ヒアリングまでに積極的に検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

都市計画の決定については、仮にその一部であっても同一箇所について二者の決定権者が存在することは、判断の統一性・一体性を損なうものであることから、決定権者は一者とすべきである。この点、前回回答のとおり、区域区分は一の市町村の区域を越えて指定される都市計画区域全体を対象として、都市計画区域マスタープランに基づき、当該都市計画区域内における人口や産業の将来の見通し、市街地の拡大可能性、公共施設の整備事業、緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮等を総合的に勘案して定められるものであることに鑑み、都道府県が広域的な観点から定めることが適切である。

一方、必ずしも中核市が地域の実情に応じて迅速に主体的なまちづくりが行えていないとの専門部会からのご指摘に加え、本提案に対して全国知事会から「引き続き都道府県の事務・権限とするべき」との意見もあったことを踏まえ、中核市及び都道府県における実態を把握した上で、必要に応じて運用改善に向けた検討を行うこととする。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(15)都市計画法(昭43法100)

(i)区域区分に関する都市計画の決定(15条1項2号)に係る事務・権限については、広域的な観点から引き続き都道府県等が行うものとするが、地方公共団体の事務の円滑な運用に資するよう、都道府県が定める都市計画の案の内容となるべき事項の申出(15条の2第1項)や都道府県による都市計画の決定の際の関係市町村への意見聴取(18条1項)の趣旨を改めて示し、都道府県と市町村との間で相互に十分な意思疎通を図るよう、地方公共団体に令和3年度中に通知する。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

117

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

バリアフリー法における建築物特定施設の追加に関する条例委任

提案団体

京都府

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(本提案において、バリアフリー法という。)第14条第3項において、政令で定める「特別特定建築物」については、条例で追加することができることとされている一方、政令で定める「建築物特定施設」については、条例で追加することができないことから、バリアフリー法において建築物特定施設の追加についても同項で条例委任することを求める。

具体的な支障事例

バリアフリー法第14条第3項においては、「特別特定建築物」(例:学校、病院、劇場等)への追加等が条例委任されている一方で、「建築物特定施設」(例:出入口、廊下、階段等)の追加については条例委任されておらず、地方公共団体がバリアフリー化を進めるべきと考える施設について、同法に基づいて建築物特定施設として追加することはできない状況にある。

一方、当府では、平成7年に制定した「京都府福祉のまちづくり条例」において、バリアフリー法の建築物特定施設に準ずるものとして、条例で定める特定まちづくり施設の整備項目として「客席」を定め、誰もが音楽鑑賞や観劇等への参加を楽しめるように、車椅子利用者や聴覚障害者等の利用への対応を求めている。

このように地方公共団体が条例で独自に法令上の建築物特定施設に準ずるものを定め、規制することは可能である一方、条例上の規定は建築基準関係規定とはみなされないため、条例により独自に定めた建築物特定施設の基準適合性については、建築確認の手续とは別に行っている。建築基準法に基づく建築確認の手续と条例に基づく協議が同時に進行することにより、一方の手续で受けた指摘をもう一方の手续の書類に反映させなければならない手戻りが発生するなど、申請者にとっても、法に基づく手续と条例に基づく手续を2回行わなければならないことは負担となっている。なお、条例に基づく協議が終了しないままに建築確認が終了し申請者が工事を完了させてしまう事例もある。

建築物特定施設の追加がバリアフリー法で条例委任できない理由はないと考えることから、地方公共団体がバリアフリー法に基づき地域の実情に応じた建築物特定施設を追加し、当該施設について効率的かつ実効性のある規制を行うことが可能となるよう、法改正を行っていただきたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

バリアフリー法で建築物特定施設の追加について条例委任することで、現在条例で独自に法令上の建築物特定施設に準ずるものを定めている地方公共団体においては、手续が一本化することにより、申請者の利便性の向上や行政手续の効率化が図られるとともに、建築確認の手续の中で規制の実効性を確保することが可能となる。

また、現在、条例を制定していない地方公共団体においても、それぞれの地域の実情に合わせて条例で建築物特定施設を追加する契機となり、全国的なバリアフリーの推進の促進や地域の自主性・自立性の向上につながることも期待される。

根拠法令等

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第20号、第14条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

長野県、兵庫県、和歌山県、鳥取県

○当県においても劇場等の客席を努力義務として条例に追加しているが、適合義務が生じる建築物特定施設として条例委任することでより地域の実情に応じた弾力的な施策の実施が可能と考えるので、建築物特定施設についても条例で追加できることとされたい。

○区の条例において、「授乳室」の規定については、「廊下等」の規定の中に基準があるのでわかりにくい状況がある。条例において建築物特定施設の追加が可能となれば、それらを切り分けることができるようになり、申請者にとっては分かりやすくなると考えられる。また、地域の実情に合わせて条例で建築物特定施設を追加することができれば、より地域のニーズに合ったバリアフリー整備の推進の有用な手段となり得ると考えられる。

各府省からの第1次回答

建築物特定施設は、バリアフリー化を図るべき建築物の部分として、政令及び省令で具体的に列挙しており、地方自治体が条例を定めることで、建築物特定施設に関する基準を付加できることとしています。

具体的な支障事例としてご記載の「劇場等の客席」については、現在、建築物特定施設に含まれていませんが、地方自治体が地域の実情に応じて、「劇場等の客席」に関し、移動等円滑化基準に必要な事項を条例で付加できるよう、建築物特定施設に追加することについて、検討を進めてまいります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「劇場等の客席」のみを建築物特定施設として政令で追加した場合には、今後、社会情勢の変化等により、他の建築物特定施設を定める必要が生じた際に、地域の実情に即応できないことが想定される。

また、現状においても「劇場等の客席」以外の建築物特定施設に準ずる施設について基準を独自に定めている地方公共団体もある。

そのため、地方公共団体が条例で建築物特定施設を追加可能とし、建築物移動等円滑化基準を定められるよう、委任規定を設ける法律の改正を求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○1次ヒアリングにおいて、建築物特定施設については政省令による追加と条例による追加の両面で検討するとの説明があったが、政省令を改正して建築物特定施設を追加する形式は、地域の実情に即応できず後追いにならざるを得ないため、地域におけるバリアフリー化を促進する観点から、条例による追加を積極的に検討いただきたい。

○政省令による追加・条例による追加のいずれの場合も、移動等円滑化基準については、国が基準を設定せず条例で設定することを積極的に検討いただきたい。

○地方公共団体が定めている条例の内容や今後のニーズについて必要最小限度で早急に調査した上で、2次ヒアリングまでに具体的な方向性を示していただきたい。

各府省からの第2次回答

現在、バリアフリー法に基づく条例を制定済みの地方公共団体(14 都府県・6市区)、バリアフリー法に基づく条例を制定していない都道府県(33 道県)に対して、「建築物特定施設が政省令で限定的に規定されていることについての支障の有無」「政省令で規定されている建築物特定施設以外に追加を希望する施設の有無」「建築物特定施設を追加する場合の措置の方法」などのアンケート調査を実施しているところである。

現行、建築物移動等円滑化基準への適合性については、建築確認全体の9割以上を担い、条例を制定する地方公共団体とは別主体の指定確認検査機関等による建築確認・検査の対象とすることで担保していることから、基準適用の対象施設である建築物特定施設の追加にあたっては、確認検査制度の中で円滑に審査できる施設であることが求められる。

また、バリアフリー化を推進する必要性に鑑みれば、地方公共団体が地域の実情に応じてバリアフリー化を進めることもさることながら、国として一律にバリアフリー化を進めるべき施設については、法令で明確に位置づけることも必要と考えている。

地方公共団体が建築物特定施設への追加を希望する施設については、これらの観点も考慮しつつ、アンケートの結果を踏まえ、条例で建築物移動等円滑化基準を設定できるよう、必要な措置を講じてまいりたい。

なお、建築物特定施設を国が追加する形で措置する場合であっても、義務化の対象施設となる建築物特定施設や建築物移動等円滑化基準について、条例でできるだけ幅広く設定できるように検討するとともに、地方公共団体からのニーズを継続的に把握するなど、後追いになることなく地域の実情に即応できるよう対応してまいりたい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(18)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平18法91)

移動等円滑化のために必要な構造及び配置に関する基準等を定める建築物特定施設(2条20号)については、令和3年度中に省令を改正し、劇場の客席等を追加するとともに、現行の枠組みにおいても柔軟に基準設定が可能であることについて、授乳場所等の具体的な事例を示しつつ明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。

また、地方公共団体からの要望を継続的に把握するための相談窓口を令和3年度中に設置する。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

124

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

地籍調査に関する事業計画の協議に係る様式及び実施に関する計画の届出に係る様式の統一

提案団体

長野県、新潟県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

国土調査法第6条の3第2項に基づき都道府県が定める事業計画の協議に係る様式「国土調査事業事務取扱要領第29別記様式第24別紙(2)事業計画明細書」(以下、「事業計画明細書」という。)と、国土調査法第6条の4第1項に基づき実施主体が作成する実施に関する計画の届出に係る様式「国土調査事業事務取扱要領第30別記様式第25別紙(1)実施に関する計画」(以下、「実施に関する計画」という。)の様式を統一することを求める。

具体的な支障事例

事業計画明細書に記載する内容は、実施主体別の事業計画であり、実施に関する計画に記載する内容とほぼ同じである。事業計画明細書は都道府県が作成するものであるが、その内容は国土調査法に基づき、市町村等と協議の上で作成しているため、事業実施計画明細書を当該協議の中で作成し、その様式をそのまま実施に関する計画で活用することが可能となれば、事務の効率化が図られる。

しかし、現状、別々の様式で別々の形式(事業計画明細書については excel、実施に関する計画については word)で改めて作成しており、ほぼ同じ内容を異なる様式に記載していることから、各市町村等において様式の作成に係る時間や、都道府県がそれぞれの様式の記載内容を確認する時間に無駄が生じている。

また、実施に関する計画の様式のみに記載することとされている情報(経費算出の内訳等)もあるが、市町村等との協議の際に取得しているもので、当県としては改めて記載の必要はない情報であると考えている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

様式を統一することで、実施主体における様式を作成する時間及び都道府県における記載内容を確認する時間が減少し、また、記載に係るヒューマンエラーが少なくなることにより、効率的な事務に資する。

根拠法令等

国土調査法

国土調査事業事務取扱要領(昭和47年5月1日付け経企土第28号経済企画庁総合開発局長通達)第29及び第30関係様式

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

茨城県、豊田市、草津市、たつの市、広島市、山口県、徳島県、松山市、長崎県、大分県、宮崎県、沖縄県

○様式ごとに形式(Word、Excel)が異なり、作成に時間を要する。また、事業計画明細書の入力で事業計画書

に反映するなど様式を見直すことにより事務の効率化が図られる。

各府省からの第1次回答

「別紙(1)実施に関する計画」(国土調査事務取扱要領別記様式第25)は記載事項を示しているものであって、様式を定めているものではないことから、都道府県によっては独自の様式を定めているところもあると承知している。一方、ご指摘のような懸念を持たれる地方公共団体があることも想定されることから、「別紙(1)実施に関する計画」(国土調査事務取扱要領別記様式第25)について、都道府県が自由に定めることができることを明確化するため、国土調査事業事務取扱要領の改正を検討したい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

別記様式第25について、必要事項を記載したうえで都道府県の判断により自由に様式を定められることが、国土調査事業事務取扱要領に明記されるようお願いいたします。
また、当該明確化について、令和4年度の計画策定に間に合うよう早急に御検討いただきますようお願いいたします。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

令和3年度末までに国土調査事業事務取扱要領を改正し、別記様式第25について、都道府県が自由に様式を定めることができる旨明確化する。
改正にあたっては、地籍調査の担当者に対する説明会等において、その旨周知を行うこととする。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容

5【国土交通省】
(3)国土調査法(昭26法180)
(ii)市町村又は土地改良区等が都道府県知事に届け出る地籍調査の実施に関する計画(6条の4第2項)の様式については、都道府県が独自に定めることが可能であることを明確化するため、令和3年度中に「国土調査事業事務取扱要領」を改正し、地方公共団体に通知する。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

140

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

管理不全空家の所有者特定のための住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大

提案団体

大阪府、滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

市町村の空家対策所管部局が管理不全空家の所有者を円滑に特定できるよう、空家等対策の推進に関する特別措置法第12条及び第14条等に基づく措置等に関する事務を住民基本台帳法別表等に追加する。

具体的な支障事例

当府内市町村は、空家の所有者や死亡した空家所有者の相続人を調査するため、他市町村への住民票や戸籍等の公用請求を行っている。
多い市町村では、年間500件を超えており、その5割超が府外への公用請求であることから、住民基本台帳法施行条例の改正による対応では根本的な問題解決に至らない。また、公用請求によるやり取りでは回答を得るまでに1か月程度を要することもあり、所有者が転出を複数回している場合や相続人が複数の場合では、空家所有者を確知するまでに数か月かかる事案もある。
所有者特定に時間を要していることが、危険な空家に対して当該所有者等への法に基づく改善依頼や勧告等を速やかに行うにあたっての支障となっている。
なお、当該支障事例は当府内の市町村に限らず、空家所有者の特定のために公用請求を行う市区町村であれば、どの団体でも直面している問題と認識している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村の空家対策担当部局が住民基本台帳ネットワークシステムにアクセスできるようになることで、本人確認情報を入手するまでの期間が大幅に短縮され、事務の合理化に資する。これにより、市町村が早期に空家所有者を特定し、空家法に基づく措置を迅速に講じることができるようになり、特定空家等の迅速な解消に繋がる。

根拠法令等

住民基本台帳法第30条の12第1項第1号、住民基本台帳法別表、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第4条、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項、第12条及び第14条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、仙台市、いわき市、茨城県、川崎市、相模原市、小田原市、長野県、中野市、西尾市、小牧市、長岡京市、寝屋川市、西宮市、米子市、山陽小野田市、松山市、佐賀市、長崎県、熊本市、大分県、宮崎県

○住民票請求は年間120件程度。

○当市では、年間約 200 件(現時点では延べ 1,000 件超)の空き家相談を受けており、そのほとんどの相談については、空き家所有者及び相続人の所在調査(住民票や戸籍等の公用請求)を行っている。これらは、所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直しに至るまで、登記簿謄本の所有者の住所変更や相続登記が義務化されていないことに起因するものであるが、所有者(相続人)の所在判明までに数ヶ月を要する事例も多々あり、危険な空き家を早期に解決する上で、支障をきたしている。今回の住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大の提案が実現することにより、迅速な所有者特定ができ、危険な空き家の早期解決に繋がることが期待できる。

○空き家の所有者を特定するためには、所有者の住民票の取得、本籍地の確認、戸籍等の書類の取得、相続人の住民票取得等他自治体に書類の送付を依頼する事務手続きがある。通常相続人は、複数人おり、相続人の住所地の自治体が異なる場合はそれぞれの自治体に住民票等を請求しなければならないため、多大な時間と労力を要する。住民基本台帳ネットワークシステムにアクセスできるようになると大幅な事務の削減及び時間の短縮になる。

○相続人が多数存在し、その相続人全員の所在地を特定するため、他市へ公用請求することがあるが、膨大な期間や手間がかかる。容易に調査できる仕組みがあれば、迅速に対応できると考える。

○区においても、年度によってバラつきがあるが、多い年度で 20 件以上の公用請求があり、5割超が区外への公用請求であり、申請から回答まで1週間程度を要しており、同様の支障事例が生じているため、制度の改正が必要である。

○当市においても空家所有者の確知に多大な労力がかかり管理不全空家への対応に苦慮していることから、空家対策担当部署のアクセスを可能とさせていただきたい。

○郵送による公用請求では返送までに時間を要す上に、所有者が複数の市をまたぐ異動を行っている場合、現在の住所を確知するまでに手間や時間を要する。

○空家等近隣住民からの相談で、空家等の状態から緊急性のある対処が必要なものに対し、所有者調査に時間がかかっているため、処置が遅れるケースがあった。また、当市の空き家所有者調査は 1,000 件以上見込まれ、市内の戸籍情報取得に公用請求時の改変不可用紙の費用が多いため、費用負担で公用請求担当部署から相談があった。

○当県内市町村においても、1件あたりの手続きに多大な時間を要するため、支障となっている。具体的には、近隣住民から、空き家の対処について相談があった際、市町村が一連の手続きを行っている間に、近隣住民が人伝にて所有者の連絡先を聞き、所有者へ連絡し、戸籍が手元につく前に解決に至ったケースがある。

○当市においても、空家の所有者や死亡した空家所有者の相続人を調査するため、他市町村への住民票や戸籍等の公用請求を行っており、所有者が転出を複数回行っている場合や、相続人が複数の場合では、所有者特定まで数ヶ月かかる事案もある。危険空家の所有者に対して改善依頼等を行うにあたっては支障になっている。

○当市でも年間約 100 件の住民票や戸籍等の公用請求を行っているが、所有者を確知するまでに数か月を要することもある。その間は所有者に対して適正管理の働きかけはできず、迅速な対応の支障になっており、相談者への説明も困難となっている。住民基本台帳ネットワークシステムによる調査が可能となれば事務の効率化が図られ、空き家等に関する諸問題の早期解決につながると考えられる。

○当市においても、管理不全の空き家に関する苦情に対応する際に、指導の相手となる空き家の所有者を調査するため、他市町村への住民票や戸籍等の公用請求を行っている。登記簿上の空き家の所有者の中には、亡くなっている者もあり、その場合には所有者を特定するために、相続人の調査も必要となり、住民票や戸籍等の公用請求を何度も行う必要がある。このようなことから空き家の所有者の特定に時間を要し、結果的に空き家の管理不全状態の解消に時間がかかることがある。提案内容はこういった課題解決に寄与するものと考えられる。

各府省からの第 1 次回答

市町村の空家対策担当部局が空家等の所有者等を把握するに当たり、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することとするについて、必要な対応を検討することとしたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案の趣旨をご理解いただき、感謝申し上げます。必要な対応の実現に向けて、早急に検討を進めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【山陽小野田市】

住民基本台帳別表に管理不全空き家の所有者等の特定に関する事務を加えることで、住基ネットの情報を利用することができるので、速やかに対応をお願いしたい。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○1次ヒアリングにおいて、提案を実現する方向で検討する旨の説明があった。多くの共同提案団体及び追加共同提案団体から現行の支障事例が示されており、制度改正の必要性が高く早急な対応が必要であることから、速やかに検討の結論を得て必要な措置を講じていただきたい。

各府省からの第2次回答

市町村の空家対策担当部局が空家等の所有者等を把握するに当たり、住民基本台帳ネットワークシステムを利用可能とするための必要な措置を講じることとしたい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(14)住民基本台帳法(昭42法81)

(i)以下に掲げる場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(30条の6第1項。以下同じ。)の提供を受けることができるものとする。

・空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127)に基づき、市区町村が空家等の所有者等を把握するための調査(同法9条1項)に関する事務を処理する場合

(関係府省:総務省)

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

141

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

管理不全空家の所有者特定のための戸籍電子情報処理組織の利用範囲拡大

提案団体

大阪府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

法務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

市町村の空家対策所管部局が管理不全空家の所有者を円滑に特定できるよう、空家等対策の推進に関する特別措置法第12条及び第14条等に基づく措置等を行うにあたり戸籍法第118条で規定する電子情報処理組織を利用した本籍地以外での戸籍発行を公用請求においても活用できるようにする。

具体的な支障事例

当府内市町村は、空家の所有者や死亡した空家所有者の相続人を調査するため、他市町村への住民票や戸籍等の公用請求を行っている。多い市町村では、年間500件を超えており、その5割超が府外への公用請求となっている。また、公用請求によるやり取りでは回答を得るまでに1か月程度を要することもあり、所有者が転出を複数回行っている場合や相続人が複数の場合では、空家所有者を確知するまでに数か月かかる事案もある。

所有者特定に時間を要していることが、危険な空家に対して当該所有者等への法に基づく改善依頼や勧告等を速やかに行うにあたっての支障となっている。

また、当該支障事例は当府内の市町村に限らず、空家所有者の特定のために公用請求を行う市区町村であれば、どの団体でも直面している問題と認識している。

なお、本提案は、令和2年の地方からの提案等に関する対応方針において、「各府省等は、それぞれ所管する行政手続のうち、地方公共団体が国(独立行政法人等も含む。)又は地方公共団体に対して行うものについて、速やかに見直しを行う。」との方針が示されたことから、当該方針を踏まえた適切な対応を求めるものである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

戸籍の電子情報処理組織を活用した公用請求が可能となることで、市町村の空家担当部局が空家所有者の戸籍情報を入手するまでの期間が大幅に短縮され、事務の合理化に資する。これにより、市町村が死亡した空家所有者の相続人を早期に特定し、空家法に基づく措置を迅速に講じることができるようになることで、特定空家等の迅速な解消に繋がる。

根拠法令等

戸籍法第10条の2第2項、第118条、第120条の2、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項、第12条、第14条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

盛岡市、仙台市、いわき市、茨城県、川崎市、相模原市、小田原市、長野県、西尾市、小牧市、長岡京市、八尾

○当市に相談が寄せられる管理不良な状態の空家の多くが、登記簿上の所有者が死亡したことにより空家となったものであり、数次相続が発生しているような空家も少なくない。助言・指導等を実施するために、速やかな所有者特定が求められるが、空家の所有者特定において他市町村への戸籍等の請求の事務が多くを占めている。戸籍を取得した者がすでに死亡していることもあり、そのような場合には、その者の相続人の調査が必要となり、同一市町村に対して再度、公用請求を行うこととなる。戸籍の電子情報処理組織の利用が可能となれば、空家所有者の早期特定につながるとともに、空家担当者の事務負担だけでなく、戸籍担当者の事務負担軽減にもつながると考える。

○提案団体と同様の内容。なお、戸籍請求は年間 240 件程度。

○当市では、年間約 200 件(現時点では延べ 1,000 件超)の空家相談を受けており、そのほとんどの相談については、空家所有者及び相続人の所在調査(住民票や戸籍等の公用請求)を行っている。これらは、所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直しに至るまで、登記簿謄本の所有者の住所変更や相続登記が義務化されていないことに起因するものであるが、所有者(相続人)の所在判明までに数ヶ月を要する事例も多々あり、危険な空家を早期に解決する上で、支障をきたしている。内容は、相続人が多数存在するケースや相続人の半数が他自治体に本籍を置いている実態があるなど、今回、戸籍の電子情報処理組織を活用した公用請求が可能となることにより、危険な空家の早期解決に繋がることが期待できる。なお、個人情報保護措置を講じた上で、着実な運用を図っていく必要がある。

○空家の所有者の相続人を調べるためには、戸籍関係の書類を公用請求する必要があるが、請求から回答まで多大な時間がかかる。電子情報処理組織を活用した公用請求が可能になると大幅な事務の削減及び時間の短縮になる。

○相続人が多数存在し、その相続人全員の所在地を特定するため、他市へ公用請求することがあるが、膨大な期間や手間がかかる。容易に調査できる仕組みがあれば、迅速に対応できると考える。

○当市においても空家所有者の確知に多大な労力がかかり管理不全空家への対応に苦慮していることから、空家対策担当部署のアクセスを可能とさせていただきたい。

○郵送による公用請求では返送までに時間を要す上に、相続人が複数おり、かつ本籍地が異なる場合は更に時間や手間を要する。

○当県内市町村においても、1件あたりの手続きに多大な時間を要するため、支障となっている。具体的には、近隣住民から、空家の対処について相談があった際、市町村が一連の手続きを行っている間に、近隣住民が人伝にて所有者の連絡先を聞き、所有者へ連絡し、戸籍が手元につく前に解決に至ったケースがある。

○当市においても、空家の所有者や死亡した空家所有者の相続人を調査するため、他市町村への住民票や戸籍等の公用請求を行っており、所有者が転出を複数回行っている場合や、相続人が複数の場合では、所有者特定まで数ヶ月かかる事案もある。危険空家の所有者に対して改善依頼等を行うにあたっては支障になっている。

○当市でも年間約 100 件の住民票や戸籍等の公用請求を行っているが、所有者を確知するまでに数ヶ月を要することもある。その間は所有者に対して適正管理の働きかけはできず、迅速な対応の支障になっており、相談者への説明も困難となっている。電子情報処理組織等を活用した公用請求が可能となれば、空き家等に関する解決困難な諸問題の解消につながると考えられる。

○当市においても、管理不全の空家に関する苦情に対応する際に、指導の相手となる空き家の所有者を調査するため、他市町村への住民票や戸籍等の公用請求を行っている。登記簿上の空家の所有者の中には、亡くなっている者もあり、その場合には所有者を特定するために、相続人の調査も必要となり、住民票や戸籍等の公用請求を何度も行う必要がある。このようなことから空家の所有者の特定に時間を要し、結果的に空家の管理不全状態の解消に時間がかかることがある。提案内容はこういった課題解決に寄与するものと考えられる。

各府省からの第 1 次回答

【法務省】

令和元年法律第 17 号による改正後の戸籍法第 120 条の 2 第 1 項においては、本籍地の市区町村以外の市区町村に対して戸籍証明書等の請求ができる者について、戸籍法第 10 条第 1 項に規定された者、すなわち、戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属のいわゆる「本人等」に限定している。また、戸籍法第 10 条は、昭和 51 年の戸籍法の改正において戸籍の公開制度が見直された際に、戸籍の閲覧制度が廃止されたことから新設された規定であり、さらに、平成 19 年法律第 35 号による戸籍法の改正において、戸籍証明書等の交付請求をすることができる場合を限定する戸籍法第 10 条の 2 が新設されるなど、戸籍情報の性質や個人情報保護の観点から数次の制度改正がされており、今般の戸籍法第 120 条の 2 の立法過程

においても、これらの経緯を踏まえた検討がされたところである。

これは、「本人等」以外からの戸籍証明書等の請求については、交付の可否を厳格に判断すべきであるし、その戸籍を管掌する本籍地の市区町村以外の市区町村、つまり、戸籍を記録した市区町村以外の市区町村において交付の可否を判断することが適当ではないと考えられること、また、都市部の市区町村に、当該市区町村以外の都道府県や国の機関による請求が集中すること等により、一部の市区町村において、戸籍証明書等の交付に係る事務負担が過度に増大するおそれがあること等を考慮したものである。

また、戸籍法第120条の2の規定は、現在構築中の戸籍情報連携システムの稼働と同時に施行される予定であるが、本件提案は、前述した市区町村間の事務負担の偏在等に関する詳細な検証等を欠いたまま、同条の施行前にこの取扱いを変更する制度改正を求めるものであり、現時点では、システム面、制度面いずれの観点からも対応は困難である。

【国土交通省】

提案団体の提案を実現するためには戸籍法の改正が必要であることから、同法を所管する法務省において検討されるべきと考えるが、空家等の所有者等を把握するための戸籍謄抄本の公用請求を電子的に行うことができれば空き家対策に資すると考えられるため、国土交通省としては、そのような制度が設けられた場合には、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく事務についても当該制度の対象とするのが適当と考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は本人等以外からの第三者請求のうち、地方公共団体の機関が法令の定める事務を遂行するために法令上の根拠、利用目的等を明らかにして戸籍謄本等の請求を行う、いわゆる公用請求のみを戸籍電子情報処理組織の利用範囲拡大の対象としている。公用請求はその他の第三者請求と異なり、請求事由や利用目的等が明確であり、その請求については、請求者の官職、当該事務の種類及び根拠となる法令の条項並びに戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにして行うこととされているところ、これらについて、本籍地外の市区町村で確認することが困難であるとの事情は認められず、当該市区町村で交付可否を判断することによる支障は生じないと考えられる。

また、本提案は市区町村の空家部局による市内戸籍部局への公用請求と戸籍部局による戸籍情報連携システムを活用した他市区町村との戸籍情報の送受信を併用することにより、市区町村の空家担当部局が空家所有者の戸籍情報を迅速に取得できるようにするものである。つまり、同じ市区町村内で手続が完結し、他市区町村へ公用請求を行うことはないため、むしろ、人口の多い都市部の市区町村においては、他の市区町村からの公用請求に係る事務負担を軽減し、また他の市区町村に本籍を有する者に係る公用請求が迅速化することで、全体としての戸籍情報取得に係る事務負担の大幅な軽減に寄与するものである。

以上から、本提案においては第1次回答で貴省が示された懸念は想定されにくく、また、「令和2年の地方分権改革に係る提案に関する対応方針」にて「全ての行政手続をデジタルで完結できるよう見直す」とされたことから、現在構築中の戸籍情報連携システムの稼働開始に合わせて管理不全空家の所有者特定のために当該システムを利用した公用請求を行うことができるよう、あらためて必要な対応をご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【山陽小野田市】

戸籍謄抄本についても、住民基本台帳システムの利用拡大と同様に公用請求が電子的に行うことができれば、大幅な業務時間短縮になるので、ぜひ検討をお願いしたい。

【熊本市】

今回の提案は、危険な空き家の所有者特定、管理不全な状況の早期解決につながるものであるため、改正戸籍法の施行後、速やかに市町村間の事務負担偏在等の問題を検証し、制度改正へ動いて頂きたい。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○令和2年の対応方針等において、書面・押印・対面の見直しの方針が示されたことを踏まえ、提案を実現する方向で検討し、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。

○第三者請求に関するこれまでの議論の経緯に照らすならば、市区町村からの具体的かつ切実な提案を踏まえ、弁護士等からの第三者請求一般から公用請求を切り離して、直ちに検討すべきではないか。

○本提案は市区町村が事務を遂行するために行う公用請求を、同じ市区町村内の戸籍部署へ請求することで、市区町村の公用請求業務を当該市区町村内で完結させようとするものであるため、前向きに検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

【法務省】

提案団体の提案を実現するために、有識者や市区町村の意見を聞いた上で、制度面及びシステム面の課題等について検討したい。

この検討に際しては、①提案団体の提案である市区町村の空家対策所管部局による同一市区町村の戸籍担当部局への公用請求のみを対象とするか、②同一市区町村内部での公用請求を対象とするか、③国や都道府県を含む地方公共団体による公用請求全般を対象とするかについて検討する必要があると考えられる。また、個別法(公用請求に係る根拠法)において制度面の手当てがされれば、本件のような提案が実現されることも可能と考えられる。

なお、いずれの場合であっても、現在構築中の戸籍情報連携システムの稼働(戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号)附則第1条第5号に規定する施行日(令和元年5月31日から5年を超えない範囲)から稼働)後に実現されるところ、既に戸籍電子証明書を活用した法定相続人の特定に係る遺族等の負担軽減策(デジタル・ガバメント実行計画)や、戸籍謄抄本の請求等のオンライン化の促進等(規制改革推進会議デジタルワーキング・グループ)など、政府の方針を受け、並行して検討を進めている施策もあるため、提案団体の提案を実現するための制度面及びシステム面の課題等については、これらを考慮しつつ検討することとなる。

【国土交通省】

提案団体の提案を実現するためには戸籍法の改正が必要であり、同法を所管する法務省において検討されるものであるが、国土交通省としては、空家等の所有者等を把握するための戸籍謄抄本の公用請求を電子的に行うことができれば空き家対策に資すると考える。そのような制度が設けられた場合には、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく事務についても当該制度の対象とするのが適当と考えるため、法務省での法改正検討に向けて必要な協力をしていくこととしたい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容

5【法務省】

(1)戸籍法(昭22法224)

市区町村が法令の定める事務を遂行するための情報提供の求め等に係る規定に基づいて行う戸籍謄本等の請求及び交付については、戸籍情報連携システムの運用開始後において、戸籍謄本等に記載されている者の本籍地にかかわらず、当該事務が同一市区町村内で完結できることについて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

144

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

10_運輸・交通

提案事項(事項名)

地域公共交通分野に係る各協議会等を一元化することを可能とする見直し

提案団体

兵庫県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的な内容

地域公共交通分野に関し個別の事務ごとに法令で別の協議会等を設置することは、地方公共団体の総合的な政策決定を損なう恐れがあること及び事務の効率化の観点から、以下を求める。

①地域公共交通分野に係る各協議会等を活性化協議会に一元化することを可能とすること(地域協議会と地域公共交通会議の権限を、活性化協議会で行うことを可能とする)

②上記にあわせ一元化する活性化協議会の構成員については、市町村が主宰する場合は都道府県を、都道府県が主宰する場合は市町村を入れることとする

具体的な支障事例

【現状】

地域公共交通に関する会議には、都道府県主宰の生活交通確保対策地域協議会(地域協議会)と市町村主宰の地域公共交通会議、地域公共交通活性化協議会(活性化協議会)がある。

【支障】

現状、地域公共交通に関する会議が3つ存在し、都道府県・市町村で構成員が重複している類似の会議をそれぞれ開催し、同じ案件を議事として審議している。市町村主宰の地域公共交通会議と活性化協議会でも別々に会議を開催していることから、都道府県、市町村の事務として非効率である。

また、路線バスの休廃止協議は、単一市町村内の路線であっても、都道府県の地域協議会の協議事項とされているが、市町村主宰の地域公共交通会議の協議結果を追認するだけで実質的に形骸化しており、事務が重複していると言わざるを得ない。

さらに、地域公共交通会議(市町村)や活性化協議会(市町村)の構成員に都道府県が位置づけられておらず、

①広域的な観点からの意見・調整が機能しないおそれがあるとともに、②休止中の路線等にコミバスを運行する場合に交通事業者の意向が強く反映される傾向があり、住民の生活交通の確保に影響が生じることがある。

一方、国の路線バス等の運行補助の要綱が改正され、補助要件が都道府県の地域協議会による計画策定から市町村の活性化協議会による計画策定へ変更されたことにより、セットで行うべき路線バスの維持と休廃止の協議が分断され、当該協議の取りまとめが困難になることが見込まれる。

以上から、地域公共交通分野に関し個別の事務ごとに法令で別の協議会等を設置することは、地方公共団体の総合的な政策決定を損なう恐れがあり、路線バスから自家用有償運送など広く地域交通に関する協議を行う活性化協議会において、一元的に議論することが望ましい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地域公共交通に係る会議を一元化することで、地域公共交通に関し、より総合的な政策決定を円滑に行うことが可能になるとともに地方公共団体における事務の円滑化が図られる。

根拠法令等

道路運送法施行規則第9条の2、第9条の3、第15条の4
地域協議会の要件に関する告示(平成13年国土交通省告示第1202号)
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、郡山市、滋賀県、姫路市、明石市、相生市、宝塚市、高砂市、淡路市、たつの市、佐用町、鳥取県、香川県、高知県、宇土市、小林市、沖縄県

○都道府県と市町村で構成する活性化協議会で路線再編を協議した案件について、協議会の構成となっている各市町村が主宰する地域交通会議でも同内容の協議をする必要がある。さらに都道府県主宰の生活交通確保対策地域協議会でも協議を行うなど、事務の重複が生じている。

○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき設置している「当市地域公共交通会議」は、地域公共交通計画(当市総合交通計画)について審議を行っている。また、道路運送法に基づき設置している「当市地域公共交通会議陸運分科会」(以下「陸運分科会」という。)は、コミュニティバスや乗合タクシー、路線バスについて審議を行っている。

今般の法改正に伴い、地域公共交通特定事業における実施計画の策定は、地域公共交通会議での審議を経ての策定が必要となるが、再編を行うとなれば路線バスの経路変更や代替移動手段の活用など、陸運分科会での合意も必要となるため、両会議で審議内容に共通する部分が多くなると推測される。

上記の理由から、陸運分科会と地域公共交通会議を一元化できれば、事務の円滑化を図ることができる。

ただし、乗合バス等の運行費補助と地域公共交通計画の連動化については、地域公共交通計画の作成が地域公共交通確保維持事業による補助要件として定められることから、広域路線を各自治体の地域公共交通計画に位置付け協議会で審議することとなれば、沿線市町間において路線の必要性等の認識のズレが生じる恐れがあるため、県主宰の協議会で補助対象系統について議論することが望ましい。

○当市では地域公共交通会議のみの設置であり、地域公共交通活性化協議会は未設置であるものの、国の路線バス等の運行補助の要綱が改正され、補助要件が都道府県の地域協議会による計画策定から市町村の活性化協議会による計画策定へ変更されたことにより、セットで行うべき路線バスの維持と休廃止の協議が分断され、当該協議の取りまとめが困難になることが見込まれる。

各府省からの第1次回答

①ご提案のような状況に対応するため、令和2年11月に、地域の実情を踏まえた地方の裁量により、地域公共交通会議や地域協議会を活性化協議会として位置付けることが可能である旨を示す通知を发出し、各協議会を一元化することができる旨お示ししているところ(「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正に伴う協議会制度の運用等について(令和2年国総地第84号)」)。

②現行制度下においても、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)第5条第1項において、都道府県が地域公共交通計画を作成しようとする場合、当該都道府県の区域内の市町村と共同して地域公共交通計画を作成することとなるため、同法第6条第2項第1号により、協議会の構成員には共同で作成する市町村が含まれることとなる。

また、同法第6条第2項第3号により、市町村が地域公共交通計画を作成しようとする場合、協議会の構成員につき、市町村が必要と認めれば都道府県を追加することは可能であり、市町村の裁量により、議論の内容に応じて都道府県の参画可能な制度としている。一方、法令で都道府県を構成員として加えることを一律で義務付けることは、市町村の裁量や自主性を狭めてしまうのではないかと懸念される。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

生活交通の幹線系統は地域協議会(都道府県主宰)、フィーダー系統やコミバス、自家用有償は地域公共交通会議(市町村主宰)、地域公共交通計画は活性化協議会(市町村主宰)と議論の場を別々に設けることは、地域の一体的・総合的な政策決定に支障があるため、その機能を一元化の上、市町村単位で活性化協議会を設置・運営し、当該協議会で地域協議会と地域公共交通会議の役割も果たすことを可能とすることを提案している。令和2年国総地第84号の通知では、地域公共交通会議や地域協議会に法定協議会(活性化協議会)の機能を付加する方法や、法定協議会にバス分科会を設ける方法等が示されているが、3つの会議の存続を前提とした運営面での取扱いに過ぎず、根本的な効率化になっていない。また、法律や施行規則に根拠がある会議を通

知で一本化することは各地方公共団体が施策を進めるうえで分かりづらい。

実態として形骸化している地域協議会を廃止し、市町村の活性化協議会で協議を行うことが可能であることを法令上措置し、簡素で構成員、住民にもわかりやすい形式に改めることで、都道府県・市町村の事務の効率化を図ることとしていただきたい。

また、地域協議会を廃止することから、実質的な議論が行われる市町村会議の場において、広域的な観点からも意見・調整が行えるよう、会議の構成員に都道府県が必須となることも提案している。

地域公共交通に関する総合的な判断・政策決定を行うために、住民に身近な市町村単位での設置を基本として、都道府県・市町村が一体的に議論を進める体制を検討されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国町村会】

協議会等の一元化について、提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ、法令改正を含め適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○通知(令和2年国総地第84号)の内容は、3つの協議会等の存在を前提とした運営面での取扱いに過ぎないのではないか。特に、地域協議会は都道府県のみが主宰できるとされていることから、市町村が主宰する場合の活性化協議会等には運営上も一元化できないのではないか。

○地方公共団体の総合的な政策決定や事務効率化の観点から、法令上、活性化協議会において、他の2つの協議会等の協議事項を協議できるよう規定することを積極的に検討し、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。

各府省からの第2次回答

各協議会については、地方公共団体の御事情に応じて、簡便な手続による開催など柔軟に対応可能な仕組みとしており、現行制度において、円滑に議論を進めて頂いている地方自治体も存在する。

御提案の内容については複数の協議会事務の合理化等を目的としていると思料されるところ、これらの協議会における協議対象は、バス路線の休廃止、路線再編のあり方や代替交通の確保策など地域住民の利便性に直結していることから、市町村及び事業者間、複数の市町村間等の関係者間の利害について、円滑な調整を進めることが不可欠であるところ、これらの観点も考慮しながら、開催方法の明確化等も含め、どのような対応が可能か検討してまいりたい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(5)道路運送法(昭26法183)及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59)

(i)地域公共交通会議(道路運送法施行規則(昭26運輸省令75)9条の2)、地域協議会(道路運送法施行規則15条の4第2号)及び地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律6条。以下「活性化協議会」という。)の運営については、簡易な手続による開催や各協議会等の一体的な開催など、地域の实情に応じて柔軟な対応が可能である旨を明確化し、改めて地方公共団体に令和3年度中に通知する。

(ii)路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者による路線(路線定期運行に係るものに限る。)の休止又は廃止に係る事業計画の変更(道路運送法15条の2第1項)に関する都道府県が主催することとされている地域協議会における協議については、地方公共団体の事務の円滑な実施に資するよう、一の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)内で完結する路線に限り、以下の措置を講ずる。

・令和3年度中に省令を改正し、地域公共交通会議又は活性化協議会において協議が調った場合にも、当該変更の30日前までに、当該変更をする旨を国土交通大臣に届け出れば足りることとする。

・令和3年度中に地域協議会の要件に関する告示(平13国土交通省告示1202)を改正し、地域協議会につい

て、市町村が主催することを可能とする。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

153

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

公営住宅の明渡し請求に伴う損害賠償金の収納事務を私人に委託できるように求める制度改正

提案団体

兵庫県、京都府、京都市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

令和2年の地方からの提案等を受け総務省において開催されている「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会」等において、公営住宅の明渡し請求に伴う損害賠償金の収納事務についても国土交通省と連携し検討を行い、当該損害賠償金について私人に委託できるよう制度改正を求める。

具体的な支障事例

【現状】

県営住宅の明渡し請求後に明渡し義務を履行しないことに基づく許可取消後家賃相当額(損害賠償金)は、公金の取扱いを認められた金融機関でのみ収納可能であり、その他の私人(債権回収会社等やコンビニエンスストア等)に収納事務を委託することはできない。

令和2年3月24日付け国土交通省通知により、損害賠償金の徴収事務のうち、私人委託が可能な範囲が示されたが、納付書の作成・送付等の事実行為又は補助行為に止まり、その収納事務を私人に委託することは依然として認められていない。

当県では、自動車税のコンビニ収納を平成18年に導入しているが、現在の納付実績が45%であり、幅広く活用されている。

なお、令和2年の地方からの提案等に関する対応方針を踏まえ、総務省において、「①地方公共団体の判断により、公金の徴収又は収納の事務を原則として私人に委託することを可能とすることについて、地方公共団体の財務に関する制度全般の見直しの中で検討し、結論を得るとともに、その結果に基づいて必要な措置を講ずる、②同結論を待たず、私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入(地方自治法施行令第158条)として追加すべきものを精査した上で、私人に委託することを可能とする方向で検討し、結論を得るとともに、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされている。

【支障】

県営住宅を退去した滞納者の8割程度は、家賃と損害賠償金の両方を滞納しており、家賃の収納(集金代行)は、地方自治法施行令の規定により私人委託が可能であるため、債権回収会社及び弁護士に委託し、債権回収会社等の口座への銀行振込やコンビニ収納により債権回収の効率化を図っている。

一方、損害賠償金の収納は、公金の取扱いを認められた指定金融機関に限られるため、県が金融機関用の納付書を発行して債務者に送付している。

現在、県で管理している債権のうち、滞納家賃の支払いを終え、損害賠償金の納付が滞っている総額は約3千万円となっている。その原因を調査したところ、日中は就労しているため取扱時間内に金融機関に行けないという理由が大半となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

損害賠償金についても、取扱時間に制約のないコンビニでの収納など、収納事務を私人に委託することで、支

払先の選択肢が拡大され、債務者の利便性が向上するとともに、県の債権回収業務を効率化することができる。

根拠法令等

地方自治法第 243 条
地方自治法施行令第 158 条
公営住宅法第 29 条、第 32 条
公営住宅法施行令

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、川崎市、長野県、名古屋市、豊田市、防府市、山陽小野田市、高松市、熊本市、大分県

○当市では、市営住宅等を退去した滞納者の住宅使用料の収納事務を弁護士に委託しており、収納実績を挙げている。しかしながら、弁償金（損害賠償金）の収納ができないため、住宅使用料から損害賠償金に変更となる時点で収納が途絶えてしまう場合があり、収納機会の逸失や文書や電話での催告を改めて行うなどの事務負担が生じている。

○家賃の収納事務委託に関しては、当市でも検討しているが、仮に委託した場合に損害賠償金を別途委託せずに徴収することは効果が限定的となってしまう。

○当市では退去者の滞納家賃の回収について、弁護士に委託し回収に努めているが、損害賠償金の回収については、限られた職員で請求、督促、交渉及び収納を行っている。損害賠償金の収納事務において、委託可能な事務が請求書や督促状の送付などの補助的作業にとどまるため、滞納家賃の回収において活用できる個人のノウハウが生かされず、債権回収業務が非効率のままである。

○住宅使用料はコンビニ収納できるが、使用損害金等はコンビニ収納ができない。支払う側からしても異なる場所での支払いが必要となり、コンビニでの収納が可能となれば、生活スタイルに合わせた納付の機会の増加が見込まれ利便性及び収納率が上がることが見込まれる。

各府省からの第 1 次回答

公営住宅の明渡請求等に伴う損害賠償金の収納事務については、その対象となる事務の範囲を含め、私人への委託を可能とできないか検討を行ってまいりたい。

なお、当該検討に当たっては、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針について」（令和2年 12 月 18 日閣議決定）において、総務省において私人の公金取扱いの制限の見直しを検討することとされていることを踏まえ、関係府省間で適切な連携を図ってまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

損害賠償金の私人への収納事務の委託について、総務省において開催されている「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会」等で確実に検討され、私人への収納事務の委託が可能となるよう、国土交通省からも積極的に働きかけるなど、関係府省間で連携していただき、制度改正を実現していただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第 2 次回答

第一次回答のとおり、公営住宅の明渡請求等に伴う損害賠償金の収納事務については、総務省における私人

の公金取扱いの制限の見直しについての検討内容も踏まえ、関係府省間で連携を図りつつ、私人への委託を可能とできないか引き続き検討を行ってまいりたい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【総務省】

(1) 地方自治法(昭22法67)

(ii) 私人の公金取扱いの制限(243条)については、政令を改正し、地方公共団体から要望があった歳入の収納の事務について私人に委託することを令和3年度中に可能とする。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

165

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に係る地方公共団体独自の基準等を都道府県住生活基本計画で規定するための見直し

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

地方公共団体が住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(登録住宅)に係る国の登録基準の緩和及び住宅確保要配慮者の範囲を独自に拡大するためには、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第3条及び第15条に基づき、賃貸住宅供給促進計画において定めることされている。地方公共団体が賃貸住宅供給促進計画を策定しない場合であっても、住生活基本計画において住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に係る国の登録基準の緩和等を規定することができるよう措置を求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

賃貸住宅供給促進計画は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(登録住宅)の供給目標やその目標を達成するために必要な事項について定めるものである。

同計画の策定は義務ではないが、地方公共団体が登録住宅の国基準を緩和し、また住宅確保要配慮者の範囲を独自に拡大するためには、当該計画において定める必要がある。

なお当県は、平成30年度に同計画を策定している。

一方、都道府県は住生活基本法に基づき、全国計画に即して住生活基本計画(都道府県計画)を作成しなければならない。住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅については、住生活基本計画(全国計画)において「居住者・コミュニティ」における基本的な施策として位置づけられており、当県の住生活基本計画(都道府県計画)でも、住宅確保要配慮者に対する取組について記載している。

【支障事例】

このようなことから、住宅確保要配慮者の居住の安定の確保に係る取組については、賃貸住宅供給促進計画と住生活基本計画の両計画で記載しており、県民にとって体系が分かりづらいものとなっている。加えて、両計画の策定時には、それぞれについて有識者会議の開催やパブリックコメント、市町村との協議を行っており、計画の進捗管理も含めて業務量が増加し、効率的でない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

住生活基本計画(都道府県計画)において、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(登録住宅)に関する国の登録基準の緩和と住宅確保要配慮者の範囲の拡大を定めることが可能になれば、住宅確保要配慮者の居住の安定に関する計画が一本化することができるようになり、県民にとって分かりやすい計画体系となる。また、賃貸住宅供給促進計画を別に定める必要がなくなるため、大幅な業務の削減が見込まれる。

根拠法令等

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条、第5条
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第3条、第15条
住生活基本法第17条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、長野県、寝屋川市、沖縄県

○当市においては、平成29年度に住生活基本計画（当市版）及び平成31年度に賃貸住宅供給促進計画を策定しておりますが、両計画の策定及び改定には多大な労力がかかるため、両計画の一本化による事務負担の軽減をお願いしたい。

各府省からの第1次回答

賃貸住宅供給促進計画と住生活基本計画を一の計画として策定することについては、現行法令上、何ら制限を課しておらず、現行制度下で対応可能であり、「住生活基本計画（都道府県計画）の変更について」（令和3年6月30日付け国住政第20号・国不土第38号）においても、住生活基本計画と都道府県賃貸住宅供給促進計画等の住宅関係の計画を一の計画として策定することが可能な旨を明確化しているところである。
なお、市町村単位では、住生活基本計画と市町村賃貸住宅供給促進計画を一の計画として策定している事例が複数見受けられ、このような事例の周知に努めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

この度の技術的助言で、パブリックコメントや市町村協議など二計画で共通する手続を一度に行うことが可能な旨を明確にいただいたことにより、事務の軽減が図られるほか、二計画を一体的に策定することで、従来と比べ県民にとって分かりやすくなると考えている。
一方、地方公共団体が二計画を別に策定している前提で、国が賃貸住宅供給促進計画に関する指針を個別に改正した場合、住生活基本計画と一体的に策定している地方公共団体は住生活基本計画の改定時期ではない時期に計画の見直しが必要となる可能性がある。
当県は、二つの法律に基づく一の計画としてではなく、住生活基本計画（都道府県計画）において住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に係る国の登録基準の緩和等を規定できるよう提案していたので、上記とあわせて御検討いただきたい。
また、法律上、策定が任意であるにもかかわらず、計画策定が県独自基準の設定要件とされては、実質的に計画を策定せざるを得なくなってしまう。
本計画を含めて、計画策定数が増えることは、自治体の事務負担の増大はもちろん、県民に対しても、分かりやすい計画体系構築の妨げにもなってしまう、地方分権改革の観点からも課題であるため解消を求めたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。
○賃貸住宅供給促進計画について、法律上策定を任意としながら、省令により登録住宅の基準の緩和等のために策定が実質的に義務付けられていることは不適當ではないか。国の基準の緩和等を可能とすることについては、地方公共団体の裁量性の担保の観点からも、法律上、当該計画において「できる規定」として位置付ける

べきではないか。

○2つの計画の一体的策定が許容されているとのことだが、一体的策定では、それぞれの国の指針等の改定に伴い改定作業が生じること、また、それぞれの法律上の手続は残るという支障があることから、登録住宅の基準の緩和等については、法律上策定が義務付けられている住生活基本計画で定めることが可能となるよう、2次ヒアリングまでに積極的に検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

賃貸住宅供給促進計画を住生活基本計画と一の計画として策定する、又は同計画に代替させるのいずれの場合であっても、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第4条に基づく基本指針に基づき作成、改正されるものとする。なお、改正作業については、賃貸住宅供給促進計画と住生活基本計画（都道府県計画）を一の計画として策定している場合においても、賃貸住宅供給促進計画に基づくべき同法第5条の基本方針が改正された場合、必ずしも直ちに当該一の計画を改正する必要ではなく、改正内容を検討・精査し、当該一の計画の計画期間や他の基本方針の見直し検討の状況等を踏まえ、柔軟に改正することは構わないものと考えている。

また、二つの法律に基づく一の計画ではなく、住生活基本計画（都道府県計画）において住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に係る登録基準の強化・緩和を含む賃貸住宅供給促進計画の内容を定め代替させることを可能とすることについては、他の様々な計画との関係において賃貸住宅供給促進計画のみについて措置することの整合性の説明が困難な上に、住生活基本計画における賃貸住宅供給促進計画の範囲が制度上不明確となり、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録基準である「賃貸住宅供給促進計画に照らして適切なものであること」についての判断が困難となり、法制的な整理が困難である。

いずれにしても、本年度中にほぼ全ての都道府県が新しい住生活基本計画（都道府県計画）を作成予定であり、賃貸住宅供給促進計画と住生活基本計画（都道府県計画）を一の計画として策定するに当たっての地方公共団体の支障及び必要な参考情報を把握するためのアンケート調査を実施するとともに、実際の作成に当たっての支障等について来年度フォローアップ調査を行うこととし、それらの結果と法制上の課題を踏まえ、必要な対応について検討する。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(20)住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平19法112)

都道府県賃貸住宅供給促進計画(5条1項)については、住生活基本計画(住生活基本法(平18法61)17条1項)と一体のものとして策定する際は、都道府県がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化するとともに、実際の策定の手続等についても、令和4年中に実態調査を行い、都道府県の事務負担の軽減に資するような方策について、都道府県に令和4年度中に通知する。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

179

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

下水道事業計画の協議及び下水道に関する都市計画事業の認可に係る提出資料の簡素化

提案団体

広島県、宮城県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

下水道法に基づく下水道事業計画の協議及び都市計画法に基づく下水道に関する都市計画事業の認可に係る資料について、電子媒体による提出を可能とすることを求める。
また、資料を紙媒体で提出する場合にも、共通する資料は一方の手続における提出をもって足りることとし、再度の提出を不要とすることを求める。

具体的な支障事例

下水道事業を運営するにあたっては、下水道法に基づく「下水道事業計画の協議」及び都市計画法に基づく「都市計画事業の認可」が必要である。

「下水道に関する都市計画事業認可に係る申請図書及び下水道事業計画の認可に係る申請図書の統一等について」(平成3年1月28日都市局都市計画課建設専門官事務連絡等)により、下水道事業計画の協議と都市計画事業の認可に係る関係資料で共通するものについては、一方で作成した資料を転用することが可能となっている。

しかし、当該資料を紙媒体で2部用意し、地方整備局にそれぞれ提出することについて、印刷費用等に負担が生じている。

このため、政府全体で行政手続のデジタル化が推進されていることも踏まえ、電子媒体による提出を早期に可能とすべきである。また、紙媒体で提出する場合であっても、一方の手続の中で提出した資料は、地方整備局内で共有すれば足りると考えられるため、もう一方の手続のために地方公共団体に資料の提出を改めて求めるべきではないと考える。

【資料の提出までに要する委託費用】

下水道事業計画の協議手続に関する資料…900万円

都市計画事業認可手続に関する資料…150万円～200万円

※上記はデータ作成費用も含まれているが、紙媒体での提出が前提となっているために通常の印刷機では対応できない図面等を委託して印刷する必要があることから、これを省略することにより、相当程度の委託費用の節減が期待できると考えている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

下水道事業計画の協議及び都市計画事業の認可に係る提出資料の合理化による行政事務の効率化

根拠法令等

都市計画法、下水道法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、茨城県、ひたちなか市、千葉市、川崎市、横須賀市、富山市、名古屋市、田原市、京都市、鳥取県、徳島県、大牟田市、熊本市

○当県においても、下水道法に基づく「下水道事業計画の協議」及び都市計画法に基づく「都市計画事業の認可」に係る図書の作成には印刷費用や作成作業に負担が生じている。
特に「都市計画事業の認可」に係る図書においては、添付図面が何十枚にもなり、A1サイズ等で印刷のうえ、製本する作業を考慮すると、費用・作業とも大きな負担となるため、電子媒体等の提出による手続きの簡略化等について、検討いただきたい。
○当市においては協議先は県ではあるものの同様の簡素化を求める。
○当市でも資料のコピーや印刷に時間を要しているため、事務手続きの効率化の観点から、下水道事業計画の協議及び都市計画事業の認可に係る提出資料を紙媒体ではなく、電子データでの提出を可能とすることを求める。

各府省からの第1次回答

下水道法第4条第2項及び第4項の事業計画書並びに都市計画法第60条第1項の申請書及び同条第3項の添付書類については、現行下水道法並びに都市計画法において、提出に当たっての媒体種別に関する特別の定めを設けておらず、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」及び「国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」の規定に基づき、紙媒体に依らず電子媒体による提出も可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第一次回答により対応可能とのことであるが、実態は、運用上紙媒体での提出が求められていることから、各地方整備局及び地方公共団体に対してその旨周知徹底していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

第1次回答の内容について地方整備局等及び地方公共団体に文書により周知することとする。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】
(12)下水道法(昭33法79)及び都市計画法(昭43法100)
公共下水道又は流域下水道の事業計画の協議等(下水道法4条2項及び4項並びに25条の23第2項及び5項)及び下水道に関する都市計画事業の認可の申請(都市計画法60条1項)に係る提出書類については、電子的な手段による提出が可能であることを明確化し、地方整備局及び地方公共団体に通知する。
[措置済み(令和3年11月1日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長通知、令和3年11月1日付け国土交通省都市局都市計画課長通知)]

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

183

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

離島活性化交付金の弾力的運用

提案団体

広島市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

離島活性化交付金を活用し整備する災害時電力供給システムについて、当該交付金の目的(緊急時における利用)を妨げない範囲において、目的外使用(平時における利用)が可能となるよう、当該交付金で整備した施設の使用範囲の拡大を求める。

具体的な支障事例

当市では、離島において災害発生時に燃料輸送や電力供給が停止した場合に備え、太陽光発電と中古EVバッテリーの再利用による災害時電力供給システムの構築を検討し、その財源の一部に離島活性化交付金(安心安全向上事業のうちの防災機能強化事業)の活用を検討している。

また、現在、当該離島内には公共交通機関がなく、ガソリンスタンドもないことから、高齢化が進む住民の移動手段及び観光客の利便性向上のために、電気自動車等による交通手段の確保についてあわせて検討している。

このため、両事業を一体化し、災害時電力供給システムにEV充電設備を接続し、平時の電気自動車等のエネルギー供給源とする案を検討し、交付金の活用について、広島県を通じ国土交通省に相談したところ、災害時電力供給システムは、災害時の利用に限定する場合に交付金の対象となり得るが、平時の利用は目的外使用にあたるため、交付金の対象とならないとの回答があった。

交付金の目的(島民の生活の安定及び福祉の向上、地域間の交流の促進、観光の推進等による交流の拡大促進、地域防災力の向上等による安全・安心な定住条件の整備強化等)を重視しつつ、災害時電力供給システムを災害時だけでなく、復旧過程から復旧後の平時にまで利用できるようにすることが、交付金の有効活用に資すると思慮するものであり、硬直的な運用が効率的な取組の支障となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

当該交付金の目的とする事業、また、地域の事情に応じて必要かつ当該交付金の目的にも資する事業を一体的に行うことができ、ひいては効率的な離島の振興及び活性化事業の推進につながる。

根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、離島活性化交付金事業実施要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、福岡県、長崎市

各府省からの第1次回答

離島活性化交付金は海上輸送費の低廉化並びに戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、安全・安心な定住条件の整備強化等、市町村の創意工夫を活かした取組の支援を目的とした交付金となっています。

非常用電源設備の整備については、災害を防除し並びに災害が発生した場合において島民が孤立することを防止することを目的としているところから安全安心向上事業に該当します。

一方で、平常時の利用を目的とした電力供給システムの整備については、現在の離島活性化交付金の安全安心向上事業に該当せず、離島活性化交付金の交付対象とはならないところです。

なお、目的外使用については、補助金適正化法第22条において、交付の目的に反して使用することが出来ないこととされていることから、災害時のために整備した施設の平時における利用は出来ないと考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

安全安心向上事業のみで捉え平時の利用は目的外使用と整理されているが、当該交付金においては、島民の生活の安定及び福祉の向上、地域間の交流の促進、観光の推進等に資する事業を対象とするメニューもある。災害時電力供給システムにEV充電設備を接続し、平時の電気自動車等のエネルギー供給源とする案は、交付金要綱の目的にも資するものであり、離島活性化交付金全体で捉えれば目的内の事業と考えられる。

国においては、細分化されたメニューごとに硬直的に運用するのではなく、本件提案のような当該交付金の有効活用にも資するものについては、柔軟な運用を認めていただけるよう、ぜひとも現行制度の見直しを検討いただきたい。

なお、現行制度の見直しがなされない場合であっても、以下に示す国土交通省の見解(※)を踏まえ、当市事例における災害時電力供給システムについて一定の手続きを経れば平時利用が可能となるよう、検討いただきたい。

※「避難施設として整備した施設の平常時の利用については、取り決めはないが、当初の目的のとおり災害発生時などの場合に避難所としての機能が発揮できる状況であること。船舶の待合室として利用されているが、周辺での作業者やキャンプ等をされている方が大雨等の荒天時に避難としても利用されており、船舶の待合所だけの利用でないことから通常時の利用としては問題ない。ただし、本来、災害発生時などの避難所として整備していることから、国土交通大臣の承認手続きを行うことで考えている。」(「避難所として整備した場所の平常時利用」に関する会計検査院の質問(会計実地検査：平成29年度～平成30年度)に対する国土交通省の見解)

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

離島活性化交付金における安全安心向上事業は、災害を防除し並びに災害が発生した場合において島民が孤立することを防止し、防災上必要な対策を推進するために必要な事業を実施することを目的としています。安全安心向上事業で整備した施設等は上記の目的を確実に達成をする必要があるところで平常時に利用をすることは災害時に確実な利用が出来なくなる可能性が発生すると考えています。

また、補助金適正化法第22条において交付の目的に反して使用することが出来ないこととされていることから、既に交付した事業に関して交付目的以外の使用を認める柔軟な運用を行うことは困難であると考えます。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(7)離島振興法(昭28法72)

離島活性化交付金の防災機能強化事業については、地方公共団体での効果的かつ効率的な事業の実施に資

するよう、災害時の確実な利用に影響を及ぼさないと認められる場合に限り、非常用電源設備を平常時に利用することを可能とし、地方公共団体に令和3年度中に通知する。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

188

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

市町区村長による住宅用家屋証明発行事務の廃止

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

法務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

登録免許税の軽減等を受けるために必要となる市区町村長の住宅用家屋証明発行事務を廃止すること。

具体的な支障事例

【現行制度の概要、支障等】

租税特別措置法に基づき、住宅用家屋の取得等後1年以内に登記を受けるもの等について登録免許税の軽減を受けるためには、住宅用の家屋であることを当該家屋が所在する市区町村長が証明したものが必要とされている。当市ではこの住宅用家屋証明の交付事務(法定受託事務)を税務部門で行っているが、年間の交付件数は平均で6,000~7,000件と件数が多く、職員の負担となっている。

また、一般的に、住宅用家屋証明の取得には住民票の写し、登記事項全部事項証明書、建築確認申請の際の確認済証及び検査済証等が必要となるが、法務局での登記手続きの添付書類と重複しており、登記事項全部事項証明書については法務局から取得するものである。上記以外の書類が必要となる場合もあるが、その書類を法務局へ直接提出すればよく、あえて市区町村で住宅用家屋証明を取得する必要がないことから、住民に対して過度な負担を課しているといった支障も生じている。

【縦割り110番における国の見解について】

国の「規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)」に対して、同様の提案が個人から寄せられていたが、所管省庁の検討結果は、登記所において発行に係る要件の審査を行うことは困難との理由から「対応不可」であった。

しかしながら、国土交通省通知に基づき行っている市町村の審査では、現地調査等は行っておらず、居住実態の把握も住民票上の住所が当該住宅となっていれば居住しているとみなすなど、提出書類の形式的審査である。専門的な判断を要するものではなく、登記所においても同様の審査を行うことは十分に可能であると考えられる。

【住宅用家屋証明の登録免許税以外での用途について】

また、登録免許税の軽減以外にも、住宅ローン減税・贈与税の非課税措置においても住宅用家屋証明は利用されているものの、別途添付が必要な「長期優良住宅認定通知書」の方が、当該住宅の品質や性能を評価した証明書であり、住宅用家屋証明は不要であると考えられる。

なお、住宅用家屋証明発行事務により得た情報を、市町村内の他業務に利用するといったことはないため、廃止することによる支障はない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

市区町村における住宅家屋証明の交付事務に係る負担が軽減される。
住民にとっても、住宅用家屋証明を取得するという手間が省かれ、利便性が向上する。

根拠法令等

租税特別措置法施行令第 41 条、第 42 条、第 55 条

租税特別措置法施行規則第 25 条、第 25 条の 2、第 26 条、第 26 条の 2、第 26 条の 3、第 27 条、住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置に係る市町村長の証明事務の実施について(昭和 59 年 5 月 22 日付け国土交通省住宅局長通知建設省住民発 32 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、水戸市、高崎市、千葉市、船橋市、文京区、八王子市、藤沢市、長野県、豊橋市、半田市、豊田市、岸和田市、山陽小野田市、高松市

○当市では住宅家屋証明の年間証明発行件数に占める割合は約 0.2%と少ないが(約 57,500 件中 150 件)、審査事例が年々複雑化しており国交省が発行しているガイドラインだけでは判断が難しい事例もままある状況であり、1 件にかかる時間が重くなっている。今回の提案が見込めないのであれば証明要件を緩和し、審査そのものを簡素化する必要もあると考える。

○住宅用家屋証明書の発行件数は増加傾向にあり、電話による問い合わせ対応を含め、証明事務への負担が増加している。

○住宅用家屋証明書の取得はほとんどの場合、司法書士などが登記手続きとともに代行しているが、その手間が代行費用に反映され、住民に余分な負担を強いている。住宅用家屋証明書が不要になれば、住民の費用負担も軽減されることが期待できる。また、当区の事例として、国の通達に基づき不備のない証明書を発行しているにもかかわらず、住宅用家屋証明書の交付時点と登記手続き時点の住所が異なることにより、申請者から修正・再発行を求められることがあった。法務局において住宅用家屋証明書の発行要件と同様の審査を行うことで、このようなことがなくなり、住民の利便性も向上する。

○行政側では、当市では、近年、大規模の集合住宅等が急増しており、開発業者側と協議し、50 件単位の申請を計画的に分散して申請していただくなど、懸命に交通整理している状況である。このような工夫をしても、実際は、各税の繁忙期には、他の窓口業務に大きな影響を及ぼしている。特に未入居の案件では、賃貸ではなく自己物件の場合、不正防止(セカンドハウスの防止)のため、現有家屋の売却までを確認する必要があることから、行政側の負担となっている。

当該事務は、市にとって 1,300 円の手数料が入るが、大量の申請があった場合、時間外労働となる場合も多く、実際のコストは、歳入を超過しているものと推察される。市内に新規住宅が増え、税源の涵養となることは非常に喜ばしいことではあるが、歳入面においても市町村の事務とするメリットがほとんどないと、申請者側の負担も大きいので、法務局においてワンストップサービス化が実現されれば、申請する市民側にも大きな負担軽減策となる。特に、現行は、市町村長あての申請書中の「物件の表示」の疎明資料となる登記簿謄本等は、法務局でのワンストップ化を進めた場合、不要となるので、申請する市民にとって大きな負担軽減となる。

○提案市と同様、住宅用家屋証明の交付事務については、書類審査のみであるため、あえて市町村が判断する要素がなく、法務局においても同様の審査は可能であると考えられる。

また、国土交通省通知に基づき審査を行っているが、記載のない部分について、市町村によって判断が異なる恐れがある。住宅用家屋証明の取得に必要な書類は法務局での登記手続きの添付書類と重複しているため、先に表題登記申請をした場合、図面や上申書等の書類を法務局へ提出したため、それらの書類が手元になく、審査に時間がかかったり、住民に負担を課すといった支障が生じている。

各府省からの第 1 次回答

住宅用家屋証明発行事務の廃止については、現行制度による市区町村への事務負担の軽減の要望を踏まえつつ、廃止した場合に生じる税制実務への影響を考慮し、代替措置を適切に講ずることが可能か精査のうえ、対応方針を検討してまいりたい。

なお、住宅用家屋証明書の提出が義務付けられている住宅用家屋に係る登録免許税の税率の軽減措置は令和 3 年度末が適用期限となっていることから、今般の提案事項については令和 4 年度税制改正の検討過程において併せて検討する必要があるが、その対応方針は令和 4 年度税制改正における当該軽減措置の改正内容が確定した段階で公表が可能となる旨、ご留意いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、法定受託事務である市区町村における証明書の発行事務を廃止すること、言い換えれば、証明書

のための要件審査及び証明書発行の主体(窓口)を見直すことを求めており、証明書そのものの存在を否定している訳ではない。

もちろん、証明書そのものが廃止されれば、それに伴って市区町村における証明発行事務も廃止されるため、そのような結論となることも吝かではないが、証明書そのものの廃止と要件審査・証明書発行の主体(窓口)の見直しを比較すれば、前者の方が社会に与える影響等は大きく、前者のみを検討した場合には、そのハードルの高さから、対応困難と結論付けられるのではと危惧している。については、後者に関しても先送りすることなく、実現に向けて前向きにご検討いただきたい。

なお、関係府省へのヒアリングの際に国土交通省が提示した資料では、「市区町村以外においても対応可能なものであるか精査」とされているが、審査対応に関しては、建設省住民発第 32 号通知(昭和 59 年 5 月 22 日最終改正令和 3 年 4 月 1 日)にて、「申請者より提出された書類等により行うもの」とされており、市区町村以外の機関においても十分に対応可能であると考える。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○国税の軽減措置のための証明に関する事務が市区町村の負担となっている現状に照らすならば、市区町村に事務負担を押し付けないよう、現行制度は見直すべきではないか。

○地方公共団体の事務の合理化及び住民の利便性向上の観点から、関係府省間で連携しつつ、提案を実現する方向で検討いただきたい。

各府省からの第 2 次回答

住宅用家屋証明発行事務の廃止については、現行制度による市区町村への事務負担の軽減の要望を踏まえつつ、廃止した場合に生じる税制実務への影響を考慮し、審査主体の見直しの可否の前提として、現行税制の基礎となる要件審査の在り方やその見直しの可否を検討しているところであり、要件審査を見直すとした場合に代替措置を適切に講ずることが可能かも含めて精査し、対応方針を検討してまいりたい。

また、住宅用家屋証明書の提出が要件とされている住宅用家屋に係る登録免許税の税率の軽減措置は令和 3 年度末が適用期限となっているところ、今般の提案事項は、令和 4 年度税制改正の検討過程における要件審査の検討とあわせて検討する必要があることから、その対応方針は令和 4 年度税制改正における当該軽減措置の改正内容が確定した段階まで明らかにできない旨、ご留意いただきたい。

なお、「各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解」で提示いただいた証明書の廃止についての御懸念に関しては、提案自治体からの今回のご提案が、証明書の廃止ではなく、自治体による証明発行事務の廃止であるとの前提で、現行制度の在り方につき検討を進めているところである。

令和 3 年の地方からの提案等に関する対応方針(令和 3 年 12 月 21 日閣議決定)記載内容

5【国土交通省】

(10) 租税特別措置法(昭 32 法 26)

住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置(72 条の 2 等)における市区町村長の証明事務(施行令 41 条及び 42 条 1 項)については、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減について早急に検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:法務省)

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

194

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

住民基本台帳法別表への国土調査法に関する事務事項の追加

提案団体

高知県、福島県、新潟県、徳島県、香川県、愛媛県

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

住民基本台帳法別表に国土調査法に関する事務を追加することにより、土地の所有者その他の利害関係人等の現住所の特定を行うため、住基ネットを活用できるように求める。

具体的な支障事例

地方公共団体は、国土調査(特に地籍調査)の実施にあたっては土地所有者等に実施時期や立会いすべき旨を通知することになっている。

土地所有者等の現住所を確認するにあたっては、登記簿に記載されている所有者等の氏名及び住所(登記した当時の住所)をもとに、当該住所の市町村に対して公用請求をし、戸籍謄本、除籍謄本、住民票、除票等に該当者がいないか確認を取っている。

しかし、本人が転籍、転出等をしている場合には、本籍地、あるいは現住所にたどり着くまでにさらに調査を行う必要があり、多くの時間と手間がかかっている。また、所有者が死亡していることが判明した場合は、対象者を相続人に切り替えて再度同様の調査を行う必要があり、さらに時間と手間がかかることとなる。例として、当県内の市における二地区の地籍調査(3,296件)の実施にあたって、1,500人程度の公用請求が必要だった。なお、1度目の公用請求で所有者の住所等が明らかにならなかった場合は、更に公用請求を行う必要がある。

一方、公用請求を受けた各市区町村の戸籍担当課においても、対象戸籍の抽出、子世代、孫世代の戸籍調査などの事務が多く発生している。

令和2年の国土調査法改正により、固定資産課税台帳等を確認することによって速やかに立会を求める所有者の住所を確認できるようになったものの、

- ・課税されていない山林や農地は固定資産課税台帳で所有者の確認ができない。
- ・林地台帳制度開始前から相続登記されていない山林は現所有者が確認できない。
- ・固定資産課税台帳等で立会人を確認した場合でも、住民への説明に備えて立会人と登記名義人との関係を明らかにする(家系図を作る)必要がある。

等から、依然として戸籍や住民記録を調査しなければならないケースも多い。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

所有者が婚姻や転籍により除籍されている場合、除籍謄本に記載された氏名、性別、生年月日をもとに住基ネットを活用することによって、本人の生存状況及び現住所を即時に確認できるため、公用請求に係る事務を大幅に削減することができ、行政の合理化に資する。(請求側、請求を受ける側双方の事務負担を削減できる)

根拠法令等

住民基本台帳法第30条の10、第30条の11、第30条の12、第30条の15、住民基本台帳法別表第一から

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、宮城県、高崎市、平塚市、長野県、中野市、佐久市、豊田市、草津市、京都府、長岡京市、大阪府、寝屋川市、兵庫県、奈良県、広島市、山口県、松山市、今治市、宇和島市、長崎県、熊本市、大分県、宮崎県、沖縄県

- 地籍調査による所有者等の探索については、令和2年度の改正で、国土調査に必要な限度で、土地所有者その他に関する固定資産課税台帳等の所有者等関係情報を、内部及び関係する地方公共団体間で利用、提供することが出来ることになり、所有者の追跡調査の円滑化が図られたが、所有者不明土地等の追跡調査対象数は多く、更なる円滑化が必要。現在、所有者等関係情報は、依頼文書を作成し、郵便等で公用請求している状況で、情報の利用者、提供者双方の担当職員の手間となっているが、住民基本台帳を利用することにより、職員負担の軽減及び調査期間の短縮が可能となり、円滑な調査推進が図られる。
- 当団体においても、土地所有者の所在や相続関係人の確認等にかかる追跡調査（戸籍・住民票等）に多大な時間と労力を必要とし、令和2年度の実績で6ヶ月間を要した事例もあった。このような状況の中、実施主体（市町村等）における追跡調査の軽減、さらに円滑かつ迅速な調査の実施を図るため、今回の提案内容は必要。
- 令和2年度に軽微な事業計画の変更を4回行っており事務の負担増となった。
- 当市においても一地区 200～300 人の公用請求を行っている。公用請求に係る事務を大幅に削減することができると考えられるので、住基ネットの活用を求める。
- 農地や山林では相続登記未了のケースが存在し、現状の継承者にたどり着くため、戸籍調査を行う必要があり、所有者が死亡してから年数の経過が長いほど、継承者が対象地から広範囲に点在し、調査が難航するケースがある。住基ネットの利用により、戸籍調査の一定部分が省略出来ることから、現地立会までの経過時間が短縮され、調査の効率化が期待出来ると思う。
- 記載の支障事例に加え、現在、所有者や相続者を特定する業務は補助対象事業とならないため、単独市費で行っており、財政の面でも大きな負担となっている。
- 当県においても土地の所有者の探索に多大な時間を要していることから、事務の効率化を図るため、住基ネットの活用により行政の合理化が期待できる。
- 住民基本台帳担当部署においては、住民票の公用請求が多く、人件費等の費用もかかることから住基ネットによる照会は効果的であると思う。
- 当市においても、他自治体へ公用請求による土地名義人（相続人）の戸籍等での住所・生存確認について、多大な期間と人員を費やしている。この確認作業は、地籍調査事業における当市職員の業務に占める割合が高い。法改正により住基ネットの活用ができれば、公用請求に係る事務を大幅に削減でき、より一層の事業推進に期待できる。
- 地籍調査の立会のため、地権者を確認する際に、登記簿の住所が市外の方は各市町村へ戸籍の公用請求をし、生存確認や現住所を確認している。しかし、登記簿の地権者が亡くなっていた場合、相続人の住所確認、市外であれば公用請求をする等、相続人の確認にとっても時間がかかる。

各府省からの第1次回答

地籍調査における土地の所有者の探索に当たり、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することとすることについて、必要な対応を検討することとしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案を踏まえ、早期の改正に向けて検討を進めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○1次ヒアリングにおいて、提案を実現する方向で検討する旨の説明があった。多くの共同提案団体及び追加共同提案団体から現行の支障事例が示されており、制度改革の必要性が高く早急な対応が必要であることから、速やかに検討の結論を得て必要な措置を講じていただきたい。

各府省からの第2次回答

地籍調査における土地の所有者の探索に当たり、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することとすることについて、必要な措置を講じることとしたい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(14)住民基本台帳法(昭42法81)

(i)以下に掲げる場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(30条の6第1項。以下同じ。)の提供を受けることができるものとする。

・国土調査法(昭26法180)に基づき、地方公共団体が地籍調査(同法2条1項3号)の実施に関する事務を処理する場合

(関係府省:総務省)

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

199

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

市街化調整区域における建築物の用途変更に係る都市計画法上の許可不要要件の見直し

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内における建築物の用途変更について、床面積の合計が10㎡以内の場合は、都市計画法第43条第1項の許可を受ける必要がないこととされているが、その許可が不要な規模について、現在の10㎡から、100㎡または200㎡への見直しを求める。

具体的な支障事例

当市の市街化調整区域に位置する沿道集落においては、地域コミュニティの維持や地域振興を図っているが、人口減少、高齢化などの問題が顕著に表れており、当該問題を解決するため、空き家を利用し、集会所などへ用途を変更することが地域住民から求められている。

しかし、都市計画法上の用途変更の許可を受けることは、申請者となる地域住民にとっては計画立案から設計、事前相談、許可申請、都市計画法に基づく技術基準への適合のための工事などの多くの専門的プロセスや市の開発審査会を経る必要があり、費用と時間がかかるとともに、許可の見込みが立たずらいことから、当該許可申請まで至らないケースが多いため、既存建築ストックの利活用が進まない状況にあり、地域コミュニティの活動の場が制限されている。

国は、建物の用途変更について、令和元年に建築基準法を改正し、確認申請が必要となる面積を200㎡に引き上げる規制緩和を行うなど、既存建築ストック活用の観点から、柔軟な対応姿勢を打ち出したが、都市計画法上の許可不要規模と整合しておらず、地域活性化のネックとなっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

既存コミュニティの維持や人口減少抑制などの観点から、既存建築物や、その周辺の地域資源を活用した移住・定住促進を図る上で、市街化調整区域における空き家対策の円滑な促進につながるとともに、効果的に地域活性化を図ることが可能となる。

根拠法令等

都市計画法第43条、都市計画法施行令第35条、第36条、開発許可制度運用指針

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

平塚市、豊田市、兵庫県、今治市

〇市街化調整区域の空家が増える中、用途制限のため利活用が難しい状況にある。既に宅地として存在しているため、用途変更による再利用は市街化の拡大への影響は少ないと考える。また、宅地を農地に戻すことも

営農者の不足や用水路の確保の観点から難しい地域もある。既に宅地となった土地を再利用することで、新たな宅地が増える(農地転用が減る)ことへの歯止めも期待できる。ただ、建築後すぐに用途変更はなじまないと考えるため、築30年以上などの条件をつけるなど対策が必要と考える。

○当県においても、市街化調整区域内の既存建築ストックの利活用が課題となっており、空き家の用途変更を可能とする基準策定を検討しているところである。本提案による制度改正は市街化調整区域における空き家対策の促進に資すると考える。

○当市においても地域コミュニティの維持目的で店舗併用住宅等への用途変更の相談が多い。許可が不要な規模を増やすことには異論はないが、第一種低層住居専用地域で建築可能な店舗併用住宅とバランスを取るために50㎡以内とするべきではないかと考える。

各府省からの第1次回答

市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域においては、建築物等の立地が許可されるのは周辺の市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内で行うことが困難又は著しく不相当と認められる場合等に限られており、市街化調整区域内の既存の建築物についても、その考え方に則り、用途変更の許可を行っております。床面積の規模のみをもって一律に許可を不要とする対象を拡大した場合、基準に合致していない建築物の増加が懸念されることから、基準の見直しは困難と考えます。

なお、空き家の活用については、相当期間適正に利用された建築物であって、既存集落の維持のために必要な場合については認めても差し支えない旨、国から開発許可権者に対し、技術的助言を行っております。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

適法に建築され使用されている既存建築物の周辺には、既に一定の公共施設が整備されていることから、既存建築物の面積に関わらず用途変更を行った場合、新たに建築等をする場合と比較し、周辺の市街化を促進する恐れは低いと考えられる。

開発許可制度運用指針に示される具体的な用途だけでは、地域振興を図ることが困難な状況であり、運用指針に示される具体的な用途が拡大しても、許可申請に係る事務的経済的な負担が大きく、実際には用途変更が実現していない。

建築基準法の改正趣旨を踏まえた上での整合性を図っていただくとともに、開発許可申請が申請者にとって負担が大きいことも考慮し、都市計画法施行令第35条第2号の規模の検討も含め、変更後の建物用途を限るなど柔軟な対応を求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

都道府県に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。

各府省からの第2次回答

市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であることから、技術基準及び立地基準に適合する開発行為に限り許可されることとされており、また、同様の趣旨から、市街化調整区域に立地している既存建築物の用途変更についても許可の対象とされている。

都市計画法施行令第35条第2号では、「用途の変更に係る床面積の合計が10㎡以内であるもの」を許可不要としているが、これは、この水準以下の小規模な用途変更であれば、無秩序な市街化の防止という見地から著しい弊害を生ずるおそれがない、軽易な行為として取り扱うことができるためであり、これを緩和した場合には、基準に合致しない建築物が増加し、周辺における市街化の促進が懸念されることから、ご提案のような基準の見直しは困難である。

他方で、既に開発許可制度運用指針において、地区集会所については、開発行為及び用途変更について原則として許可しても差し支えないものとしているほか、空き家などの既存建築物の用途変更について、地域資源として既存集落のコミュニティ維持や観光振興等による地域再生に活用する場合にも、地域の実情に応じて、許可しても差し支えないものとしているところである。

また、開発許可の事務処理手続の簡素化及び迅速化の観点から、都市計画法施行令第36条第1項第3号ハ

の規定により、地域の実情等を考慮しつつ、市街化を促進するおそれがないもの等として、開発許可権者が条例で対象となる区域、用途等を定めた場合には、開発審査会の議を経ずに許可することが可能となっている。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(15)都市計画法(昭43法100)

(ii)市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内における、建築物の用途変更の許可(43条1項)については、周辺における市街化を促進するおそれがない等と認められるものとして、条例で定められるもの(施行令36条1項3号ハ)及びあらかじめ開発審査会の議を経るもの(同号ホ)の基本的な考え方を参考となる事例を示しつつ改めて明確化し、地方公共団体に令和3年度中に周知する。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

200

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

新型コロナウイルス感染症対応のために設置された応急仮設建築物の存続期間の延長

提案団体

八王子市、福島県、さいたま市、横浜市

制度の所管・関係府省

内閣官房、厚生労働省、国土交通省

求める措置の具体的内容

建築基準法第 85 条第 1 項及び第 2 項の応急仮設建築物については、その建築工事を完了した後 3ヶ月間存続させることが可能であるが、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときに限り、許可により 2年以内の期間を限って存続期間の延長が可能になっている。

新型コロナウイルス感染症への対応のために設置される臨時的医療施設などについて、安全性等の観点から支障がないと認められる場合は、東日本大震災や特定非常災害の例も踏まえつつ、特定行政庁が 2年3ヶ月を超える存続期間を柔軟に許可できるように制度の見直しを求める。

具体的な支障事例

新型コロナウイルス感染症の発生以降、全国的に隔離診察施設やPCR検査棟などの応急仮設建築物が設置されていると認識しているが、存続期間が最長 2年3ヶ月であることから、早ければ令和 4年夏には許可期限が到来することとなる。コロナ禍の収束時期が見通せない中、応急仮設建築物について 2年3ヶ月を超えて利用できない場合は、全国で支障が生じる可能性がある。

A 県の場合、令和 2年 8月以降、外来診療待合室などの応急仮設建築物の許可を行っており、現在延べ 33 件となっている。

B 市の場合、令和 2年 8月以降、仮設診療所などの応急仮設建築物の許可を行っており、現在延べ 13 件となっている。

C 市の場合、令和 2年 12 月以降、新型コロナウイルス対応発熱外来施設などの応急仮設建築物の許可を行っており、現在延べ 4件となっている。

D 市の場合、令和 2年 4月以降、医療機関から、PCR検査棟などの応急仮設建築物について多数の相談が寄せられており、現在申請中が 1件となっている。

コロナ禍の収束時期が見通せない中、地域によってコロナの感染状況や医療施設等の状況が区々であることから、地域の実情に応じて柔軟に対応できるように、特定行政庁が安全性等の観点から支障がないと認めるときに限り、2年3ヶ月を超えて応急仮設建築物の存続期間を許可できるよう、制度の見直しを求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

新型コロナウイルス感染症の状況に柔軟に対応できるよう、特定行政庁の裁量を拡大することにより、地域の実情に合わせた医療体制等の確保が可能となる。

根拠法令等

建築基準法第 85 条、第 87 条の 3、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 31 条の 2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、相模原市、長野県、亀山市、兵庫県、神戸市、徳島県、宮崎県、鹿児島市

○当県においても、数件建築基準法第 85 条 2 項に基づく仮設建築物の申請があり、現在の新型コロナウイルス感染症の状況から、2 年の期間を超える可能性が高い。

○新型コロナウイルス感染症の状況に対応するため、既存施設について法第 87 条の 3 を適用し、一時的に用途変更を行い、軽症者のための宿泊療養施設としている。コロナ禍の終息時期が見通せない中、令和 4 年夏には許可期限が到来することとなるが、同施設が継続して必要とされる可能性がある。

○当市においても新型コロナウイルス感染症対策として、病棟、PCR 検査棟など計 5 件の応急仮設建築物の許可を行っている。

現在、新型コロナウイルスの収束の見通しが見つからないため、最大 2 年 3 か月の許可期限後の取扱いについて、既に相談を受けており対応に苦慮している状況である。また、許可期限後において、施設を利用できなくなれば、別施設の整備や対応できる医療施設の減少などにより社会混乱を生じさせかねないとする。したがって、地域の感染状況に応じて、特定行政庁が 2 年 3 か月を超えての存続期間を許可できるよう制度を整備いただきたい。

○許可事例は 2 件あるが、現時点では存続期間延長の要望はない。許可を行って間もないこともあり、現時点で要望はないが、今後も許可申請の可能性があり、新型コロナウイルス感染症の状況に柔軟に対応できるようにすることは望ましいと考える。

各府省からの第 1 次回答

ご提案を踏まえ、特定行政庁の意見を踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症やその他の事情における仮設建築物に係る既存制度の課題や制度変更による問題点の有無等を確認の上、対応を検討してまいります。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

新型コロナ感染症対応のための応急仮設建築物の許可期限は、早ければ来年夏を迎えることを鑑みれば、迅速に対応する必要があるため、現場の実務に支障がでないよう対応を検討頂きたい。

また、新型コロナ感染症以外の災害全般に係る応急仮設建築物の許可期間に関しても、復旧・復興が長期に渡る事案が多いことから、新型コロナ感染症対応のための応急仮設建築物の許可期限の検討に支障がでないよう留意しつつ、検討を進めて頂きたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

コロナ禍の収束時期が見通せない中、新型コロナウイルス感染症対応のために設置された応急仮設建築物の存続期間を延長できるよう、制度の見直しを求める。

【全国市長会】

提案の実現を求めるものであるが、「安全性等の観点から支障がないと認められる場合」の判断が非常に困難であるため、安全上支障がないとする要件等を示していただきたいとの意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○1 次ヒアリングにおいて、新型コロナウイルス感染症対応の応急仮設建築物の存続期間が延長可能となるよう検討したいとの説明があったが、医療機関などの現場に支障が出ないよう、早急に具体的な検討を進め、2 次ヒアリングまでに具体的な方向性を示し、現場が予見可能性を持って取り組めるようにしていただきたい。

○1 次ヒアリングにおいて、新型コロナウイルス感染症対応以外の応急仮設建築物の存続期間についても延長可能とすべきか地方公共団体の意見を踏まえて検討したいとの説明があったが、地方公共団体の負担とならないよう必要最小限度で早急に確認し、検討いただきたい。

○上記各検討においては、存続期間を延長する場合における安全性等の具体的な考え方等についても検討い

ただきたい。

各府省からの第2次回答

建築基準法第85条第1項、第2項等に規定する応急仮設建築物については、応急の必要性の観点から、建築基準法令の全部又は一部を適用除外としつつ、安全性に係る規定を緩和している建築物が長期間存続することは適当でないことから、その存続期間を、工事完了後、最長2年3ヶ月として規定している。

一方、災害発生後、応急仮設建築物を建設してから、恒久的な建築物への移行に向けた各種調整に時間を要したこと等により、結果的に、存続期間である2年3ヶ月を越えて、応急仮設建築物を使用せざるを得ない場合が生じ、特定行政庁が、法制度上の運用に苦慮しているといった声があることも承知している。

新型コロナウイルス感染症対策として建設された応急仮設建築物についても、感染状況に応じて引き続き使用することが必要となる場合が想定されることから、建設時点に想定されていなかった2年3ヶ月を超える場合について、個々の建築物ごとに、安全性や公益上の必要性を担保するため、地域の有識者の活用等の仕組みを前提としつつ、制度上の枠組みに関して、引き続き検討を進めてまいりたい。

また、特定行政庁に対しては、応急仮設建築物の実情を確認する際に、存続期間の延長について検討していることを情報提供しており、引き続き、適切に情報提供を図ってまいりたい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(2) 建築基準法(昭25法201)

(iii) 新型コロナウイルス感染症対応等のために建築する応急仮設建築物の存続期間(85条4項)又は建築物の用途を変更して使用する災害救助用建築物等の存続期間(87条の3第4項)については、特定行政庁が、一定の手続きを経て、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合には、2年3ヶ月を超えて、その存続期間を延長することを可能とする方向で検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:内閣官房及び厚生労働省)

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

212

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

地籍調査における既存公図と現地の乖離に係る修正方針の統一・明確化

提案団体

那須塩原市、栃木県、佐野市、さくら市、那須烏山市、高根沢町

制度の所管・関係府省

法務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

市町村等の地籍調査の実施に当たっては、その成果が登記所に送付された際に、登記官の修正指示を最小限とし地籍図等としての備付けを行うこととなるよう、既存公図と現地の乖離に係る修正方針を統一・明確化することを求める。

具体的な支障事例

地籍調査の成果(地籍調査による一筆地立会いや測量により決定した筆界)について、既存公図(和紙公図等)との乖離を理由に法務局の登記官からの修正指示を受け、地権者等と再調整が必要になる筆が多数発生している。和紙公図は、距離や形状、長狭物の幅や筆界点の位置等が曖昧で、現地と相当の乖離が生じており、登記官の指示により公図の筆界の形状と厳密に合わせることは一度地権者が了承した境界を再調整することになるため、再度の了承が得られにくく、相当の日数と事務負担が生じる結果となっている。現在、各筆の形状や接合部、長狭物の幅等の疑問点がある場合は、全て登記官に相談して立会いを実施しているが、特に山間部や農村部、河川周辺等はその相談件数が年々増加傾向にある。

また、立会い前に判明した疑問点は、事前に登記官に相談した後に現地立会い等の対応をしているが、立会い時や立会い後に発生した疑問点は後日登記官に相談し、その後に再立会いを実施するため、当該箇所に対応に時間を要することになる。加えて、現地立会い時に現況と公図との乖離による筆界点や筆界線をどの程度の修正が可能かの基準がないために、地権者への説明及び了解を得ることに苦慮している。本来、地図の整備は法務局の業務であるが、全国的に法務局の地図整備をこの地籍調査事業で補っているのが現状である。地籍調査の迅速かつ円滑な実施及びその成果の活用のため、修正指示を最小限とし地籍調査の成果が作成できるよう、既存公図と現地の乖離に係る修正方針の統一・明確化が必要と考える。なお、地籍調査事業では、正確な地図を作成するために1地区あたり数か月の地権者の立会いをいただき、1回の立会いで了承を得られない場合は再立会いを実施、それをもとに地籍図を作成、その後地権者にその結果を閲覧していただいているが、土地の形状、隣接地等との接合部、長狭物の形状、調査地区全体の形状等、全て公図を完全に遵守するので、公図と現地を照合する必要がなく、地籍調査を実施する意味自体がなくなってくる。地籍調査は地権者の立会いのもと、形状や距離等の公図の歪み等を修正していくことが目的の一つであるため、ある程度幅を持った形で修正していくことが重要と考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地籍調査の迅速かつ円滑な実施が可能となり、地籍調査の進捗率の向上に資するとともに、地籍調査の効率的な実施が可能となり、調査の実施に伴う業務及び費用の負担軽減等が期待できる。

根拠法令等

国土調査法による不動産登記に関する政令
国土調査法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、小山市、大田原市、下野市、上三川町、壬生町、那須町、渋谷区、三浦市、福井市、中野市、半田市、豊田市、草津市、京都府、たつの市、奈良県、広島市、宇和島市、宮崎県

○現状ではなく公図に基づき立会を求めることにより、隣接所有者双方の合意が得られず、場合によっては筆界未定となる可能性がある。また地籍調査事業の目的は、地籍を明確にして、災害発生時の速やかな復旧作業の促進、土地利用を促進することであるが、筆界未定により目的を阻害する原因となっている。筆界未定も地籍調査の成果との考え方もあるかと思うが、現地において隣接所有者が存在し、立会の実施が可能であるのに、公図と現状との乖離の差を埋める事が出来ない。

○公図と矛盾があると判断されると、現状では、地図訂正若しくは、再度立会により公図と矛盾ない新たな境界を再設定するなどの対応をしなければならない。地籍調査は大規模面積を調査するため、公図と合わない箇所も多くなり、その処理は実施主体の大きな負担である。（また、山林部では、公図の精度がより低く、地図混乱地、所在不明者の問題が多いと言われており、認証出来なくなることが危惧されるため、着手地区の増加に繋がらない）。そもそも、公図との差異は、公図作成時の誤り、現地復元精度の低さ、土地交換・区画の整理や災害復旧等による土地形状の変更、高度経済成長期の宅地化に伴う分筆・地図訂正等の誤りなどの原因から数多く存在する。地籍調査は、現在の地租改正作業とも言え、公図を元に調査素図を作成し、公図よりも精度の高い復元性のある測量作業により、集団和解方式と同様に所有者等と立会確認し、全筆調査のうえ、最新の土地境界を表す地図を作成している。地籍調査の進捗率が低く、調査完了までかなりの年数がかかる見込みの中、調査率の向上のため、延いては法務局備付地図の整備を推進するため、例えば、地籍調査による訂正を理由に地図の作成、更新を行う方法など、地籍調査の成果の取扱いと手続きの簡略化を求める。

○字界毎の公図が、接合すべき字界線の形状と異なり、接合できないケースも見られる。これらの公図の相違は法務局が自ら訂正するのではなく、関係地権者全ての同意を取得しなければ（地権者からの申し出がなければ）地図訂正が出来ない状況。土地の境界線については、現地在が優先であり、古い公図は縮尺が示されていても、現地の形状が変わっているケースもあるため、現地立会において、その土地の概形を示す資料的位置付けに留まるのではないかと考える。そのため、法務局においては、地籍調査において関係地権者全員との協議を了した筆界線について、既存公図と多少の乖離があっても正式なものとして取り扱ってもらえれば、法務局との個別協議や関係所有者との再立会、また再度の作図がなくなり、調査の効率化が図れることが期待出来る。

○公図と異なる場合に法務局と協議した結果、地籍調査の調査したように成果を作成してもよいとなったとしても、地籍調査事業の成果を収める前に誤り訂正や地図訂正にて修正するように法務局から指示がある。このような場合は、同意をいただいている地権者に再度連絡を取り、説明に伺い説明の上に申請書等を提出することになる。最終的には地籍調査での調査結果となるため、このような手続は省略してもらいたい。また、事前に登記官に相談をし、事業を進めていても、登記時に登記官が変わり説明しても理解してもらえず、再協議を行う場合も多々ある。法務局の考えを明確にし、統一することにより円滑に事業が進む。

○当市においても、以前は管轄法務局の登記官により意見方針等が相違する場合があったと認識している。また、職員が新任の場合には、不慣れな面もあることから、修正方針を統一・明確化したマニュアル策定が望ましい。

各府省からの第1次回答

筆界の調査は、地籍調査作業規程準則第30条1項において、登記簿、登記所地図、登記簿の附属書類、筆界特定手続記録その他の資料の内容、地形及び地物の状況、慣習その他の筆界に関する情報を総合的に考慮し、かつ、土地の所有者等の確認を得て調査するものとしてされており、所有者等の確認のみをもって筆界の調査を行うものではない。

昨年6月に地籍調査作業規程準則を改正し、同第7条の2に地籍調査の実施主体が登記官に対し助言を求められることができる規定を新設したほか、昨年9月には、筆界の調査等に当たって法務局が必要な協力を行う旨、国交省から地籍調査担当部局に、法務省から法務局にそれぞれ通知したところであり、引き続き、連携して地籍調査の円滑化を図ってまいりたい。

ご指摘の「修正方針」については、筆界が形成されるまでの経緯、筆界に関する各種資料や各地域における筆界に関する慣習等はそれぞれ異なるものであり、一概に示すことは困難であるが、筆界の調査方法について、

国交省と法務省とが連携して、法務省の担当官を講師とする地籍調査担当への研修の充実や手引の作成等を検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、地籍調査を実施する際、どの程度公図を修正できるのかを明確にすること及び登記官の解釈を統一化すること等を主旨としている。

地籍調査が自治事務であることを踏まえ、地方自治体の要望を考慮したうえでの修正方針を示すこと、また、地域の特殊性があり一概に修正方針を示すことができないのであれば、最低限、地域ごとの修正方針を定めるよう法所管部署として指示すること、若しくは甚大な誤りがない限り、地籍調査成果の登記を受け付けていただきたい。

第1次回答で示された、地方公共団体の地籍調査担当への研修の充実や手引きの作成ではなく、むしろ法務局の登記官に対する研修等が必要であると考えられる。

地籍調査作業規程準則第30条1項に「総合的に考慮し」とあるが、公図の精度が曖昧である以上、総合判断にはある程度の幅が必要になると考えられるが、登記官により修正の解釈が違い、ある程度公図に合わせて作成された地籍図でも詳細な部分まで指摘が入ることがあるため、実施主体は登記官により対応を変えざるを得ず、これらの対応が地方自治体等への費用や時間的な負担になっており、効率的に地籍調査ができない現状にある。

地籍調査が始まってから約60年が経過するのにも関わらず、進捗率は全国平均で未だ52%と約半分程度であるため、効率的に地籍調査を実施することで進捗率を上げていく必要があるが、これには修正方針の統一化もしくは幅を持った公図の修正ができることで、登記官の負担軽減及び円滑な地籍調査に資すると考える。

本提案には全国各地から追加共同提案がされており、全国的な問題であるので、主旨に沿った検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【奈良県】

地籍調査における筆界の調査方法の基準、手引等の作成にあたっては、登記官、実施市町村、地権者等関係者が共通の認識で、円滑に調査を進めることが実施出来るように、既存公図と現地の乖離がある場合の修正方針（登記所が修正を求める事項と地籍調査におけるその処理方法）を、主な事例や地域毎に分けたものでも構わないので、記載して頂きたい。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。あわせて、地方自治法第245条の2(関与の法定主義)から法律及びこれに基づく政令によらない関与は認められないため、地籍調査における登記官からの修正指示はあくまで技術的な助言であることを通知等で明確化すること。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○地籍調査が自治事務であるにもかかわらず、登記官からの修正指示により地方公共団体に相当な事務負担が生じていること等を踏まえ、登記官と地方公共団体職員等との共通認識となる修正方針に関するガイドライン等を全国統一あるいは地域ごとに作成すべきではないか。実態を踏まえ、早急に検討し、2次ヒアリングまでに具体的な方向性を示していただきたい。

各府省からの第2次回答

公図は、種類や地域等によってその精度が異なるものであり、また、一つの公図の区域内においても、土地によって現地の状況を比較的正確に表している場合とそうでない場合があるなど、公図がどの程度筆界を正確に表示しているかについての事情が様々である。そのため、地籍調査に際し、公図に示された内容をどの程度筆界の調査の考慮要素とするかは、その事案ごとに個別的に判断する必要があり、資料としての公図の取扱いについて、一律の基準を定めた運用を行うことは不可能であり、逆に一律の基準を示すことにより誤った筆界の調査につながる可能性があり適当でない。

一方で、成果認証後に大幅な修正を行うことが事務負担につながるという点等については、当省としても必要な対応を行いたいと考えている。
(具体的な内容は別紙のとおり)

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(3) 国土調査法(昭26法180)

(iii) 地籍調査(2条1項3号)については、円滑な実施を図るため、地方公共団体と法務局及び地方法務局の連携を促進するとともに、地方公共団体の作業の効率化を図り事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。

・地籍調査における筆界の調査に関する登記官の助言に係る留意点や地方公共団体が地籍調査を適切に実施するために参考となる基本的考え方を、法務局及び地方法務局並びに地方公共団体に令和3年度中に通知する。

・上記通知については、運用状況や関係者の意見等を踏まえつつ、随時見直しを図ることとする。

(関係府省:法務省)

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

220

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

地籍調査事業計画に関する変更手続きの廃止

提案団体

鳥取県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、和歌山県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

法令上の根拠規定がない地籍調査事業計画に関する変更手続きについて、その必要性や国負担金等の交付手続きの実態等を踏まえ、廃止すること。

具体的な支障事例

都道府県が定める地籍調査事業計画について、市町村(字単位)ごとの調査面積や調査手法などの詳細な記載を求められ、市町村等の事業主体が策定する地籍調査事業実施計画とほぼ同一の内容を定めることとなっていることに加え、国土調査法には、地籍調査事業計画の変更に関する規定がなく、軽微な変更を含む全ての変更が法令に基づかない手続きとなっている現状にある。

国として地籍調査事業の進捗状況を把握する必要性は理解できるが、国負担金等の交付額の変更を伴う場合などの重要な変更については、実務上、国負担金等の交付・変更手続きにおいて把握が可能であり、地籍調査事業計画の変更手続きまで必要とされていることが負担となっている。

また、従来、国負担金等の交付額の変更を伴わない地籍調査事業計画の軽微な変更(調査地域、調査面積、実施工程等の変更)については、国への報告は不要であったが、令和2年5月から遅滞なく国に報告することとされた。事業の進捗調整等を目的に、軽微な変更は、多くの市町村で毎年行われており(令和2年度:5回)、地籍調査事業計画の記載内容が詳細すぎることも相まって、その度に生じる計画の変更、国への報告事務が負担となっている。

毎年度、事業計画を作成し、当該年度の調査面積等と併せて、前年度までの実績についても記載しているところ、年度途中に変更の情報を国が把握する必要性は低いと考えられ、都道府県及び市町村に新たな業務負担が発生していることも踏まえ、地籍調査事業計画の変更手続きは廃止すべきと考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地籍調査事業計画の変更に関する手続きが見直され、国土調査事業事務取扱要領に基づく変更の手続が不要となれば、都道府県及び市町村の事務負担が軽減される。

根拠法令等

国土調査法第6条の3第2項

国土調査事業事務取扱要領第31

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、高崎市、渋谷区、新潟県、半田市、豊田市、草津市、長岡京市、大阪府、たつの市、奈良県、岡山県、

広島市、今治市、宇和島市、宮崎県、沖縄県

○当県でも令和2年12月に5市町村の地籍調査事業計画に関する変更手続きを国交省に行ったが、変更内容は軽微な内容(調査面積の変更)であった。市町村からの変更申請は11月にあり、内容確認に時間を要し事務負担増となった。

○当県では令和2年度に重要変更を3回、軽微変更を4回実施している。交付額の変更を伴う事業計画の変更手続きについて、交付規則等に基づく交付・変更手続きと一本化するとともに、交付額の変更が生じない事業計画の変更の報告は、交付規則等に基づく実績報告時に併せて行うようにすることで、事務の簡素化が期待できる。

各府省からの第1次回答

事業計画の策定は、国土調査法第6条の3第3項により国土交通大臣との協議及びその同意を要件としており、同条第4項により、国土交通大臣は国が負担する経費の総額が予算を超えない範囲で同意を行うこととされている。また、こうした考え方の下、事業計画に変更が生じた場合についても国土交通大臣の同意を得ることとしているところである。一方で、事業計画の変更のうち、交付額の変更が生じない軽微な変更については、都道府県の負担軽減の観点から、同意ではなく報告を求めていることとしている。

都道府県への交付額の変更が生じない場合であっても、例えば、実施主体である市町村が変更される場合なども想定されるところであり、事業の執行管理の観点から、国がその事実を把握しておく必要があると認識しているところ、現行では、事業計画の変更後に全て遅滞なく報告を求めているところ、変更内容によっては報告頻度を緩和するなど対応を検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

国による経費の負担が予算の範囲内となることは当然であり、また、国予算額に合わせて事業計画を策定している実態にある現状では、予算額を超える事業計画への同意は実務上生じないと考えられ、必ずしも法律補助であるという理由により事業計画の変更を行う必要もないと考えられる。加えて、当該年度の事業実施に要する経費の総額が国予算の範囲内となっているかは、地籍調査負担金交付要綱等における実施計画の変更手続きにおいて、実務上把握が可能であると考えられ、予算との関連については懸念はないと考える。

また、交付額の変更を伴わない、交付要綱に承認が必要とされていない変更である、ご指摘のような実施主体の市町村の交付額が変わる事実などを、国が常時把握することにどれだけの必要性があるのか疑問があり、地籍調査が自治事務であることも踏まえ、事業計画の変更の必要性について、再度検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【宮城県】

計画変更に係る報告が法定事項でないことも踏まえ「報告頻度の緩和」だけでなく、国が地籍調査に関する情報整理を必要とするタイミングに限り、公文書によらず電子メールでの照会・回答により変更状況を伝えることで可とするなど、手続の簡素化についても検討願う。

【奈良県】

軽微な変更のみの市町村まで随時、手続きが必要となっており、大半の実施市町村、都道府県が報告を行う必要が生じている。

事務負担軽減のため、把握が必要な内容を限定して頂き、重要変更に追加することで、従来通り、重要変更のみ報告することも含めて、

地方六団体からの意見

【全国知事会】

「法律の留保」の考え方、憲法第92条及び地方自治法第2条第2項などから、法律又は政令に基づかない(省令等以下の形式に基づく)義務付け・枠付けについては認められないため、廃止すること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○自治事務である地籍調査に関する事業計画の変更手続を法令に基づかず通達で義務付けることは法制的に不適切。1次ヒアリングにおいて、法定の計画制度は進捗管理のため必要との説明があったが、そもそも同計画

は毎年度策定(前年度までの実績も記載)するものであることから、変更手続は法定されていないのではないか。
○1次ヒアリングにおいて、法律に基づき国が同意した事業計画の範囲で国が経費を負担するため事業計画の変更手続が必要との説明があったが、現行でも事業計画の変更に係る同意は法律に基づく同意ではないのではないか。予算上の必要性であれば、別途、補助金等適正化法に基づく国負担金の手続きで十分ではないか。地籍調査は自治事務であり、地方公共団体への義務付けを最小限にする観点から、事業計画の変更手続を廃止し、国負担金の変更手続の中で必要な確認を行うこととするよう、2次ヒアリングまでに積極的に検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

一次回答のとおり、事業の適正な執行管理の観点から、国に対する事業計画の変更手続を求めていたが、地籍調査が自治事務であること及び都道府県の事務負担軽減の観点から、国への変更協議・報告は廃止する方向で検討する。
なお、補助金適正化法に基づく交付申請(交付金額の変更を含む)の審査手続き及び実績報告において確認を行うことで、適正な事業の執行と事業の状況の把握に努めることとする。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容

5【国土交通省】

(3)国土調査法(昭26法180)

(i)都道府県が毎年度定める事業計画(6条の3第2項)の変更手続については、令和3年度中に「国土調査事業事務取扱要領」(昭47経済企画庁総合開発局長)を改正し、廃止する。